

# 秦野市障害者福祉計画

(第4期)

【 素 案 】

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の基本理念	3
4	計画の基本方針	4
5	計画策定にあたっての基本的な視点	4
(1)	自己決定の尊重及び意思決定の支援	4
(2)	障害特性等に配慮した暮らしへの支援	5
(3)	自分らしさを生かした社会参加を促す支援	5
(4)	安心して、安全に暮らせるまちづくり	5
6	計画の期間	5

## 第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

1	総人口の推移	6
2	障害者数の推移	7
(1)	身体障害者の状況	7
(2)	知的障害者の状況	9
(3)	精神障害者の状況	10
(4)	特定疾患（難病）患者の状況	11
3	障害者数の推計	12

## 第3章 施策の展開

	《 施策の体系 》	15
1	乳幼児から就学前までの施策	19
(1)	障害の早期発見と早期療育体制の充実	19
①	障害の早期発見と早期療育体制の充実	19
2	学齢期の施策	21
(1)	一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	21
①	一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進	21
②	進路の選択に結びつく教育	25
(2)	放課後等対策の充実	26
①	放課後等の居場所の確保	26

3	学校卒業後の施策	27
(1)	適性や能力に応じた就労支援の推進	27
①	就労支援策の充実	27
(2)	社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進	30
①	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	30
②	外出支援（移動支援）策の充実	33
③	コミュニケーション手段の確保	35
④	当事者活動・社会参加活動の充実	37
(3)	地域生活支援の充実	38
①	福祉サービスの充実	38
②	施設機能の充実	42
③	多様な暮らしの場の整備	43
4	高齢期の施策	45
(1)	障害者分野施策と高齢者分野施策の連携	45
①	高齢障害者に対する一体的なサービスの提供	45
5	生涯にわたっての施策	46
(1)	誰にもやさしいまちづくりの推進	46
①	建築物等のバリアフリー化	46
②	移動環境の整備	50
(2)	誰もがやさしいまちづくりの推進	51
①	理解と交流の促進（こころのバリアフリーの促進）	51
②	ボランティア活動の充実	54
(3)	自立生活を支える相談支援のしくみづくり	55
①	相談・情報提供体制の整備	55
②	ケアマネジメント体制の整備	59
③	権利擁護体制の整備	61
(4)	安心・安全のしくみづくり	64
①	保健・医療体制の整備	64
②	緊急時対策の整備	66

#### 第4章 計画の推進体制

1	目指すべき指標項目	69
2	計画の進捗状況の把握、評価	70
3	庁内推進体制	70

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景及び目的

国では、平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」が策定され、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間として、前計画の基本理念を継承し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の下に、障害のある人が社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しています。

この基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向性が定められております。

県では、平成16年度から25年度までの10年間を計画期間として策定された「かながわ障害者計画」を平成26年3月に改訂し、新たに平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として策定されました。

この基本計画では、「ノーマライゼーション」の思想を根底に、平成18年7月に策定された「かながわ障害福祉グランドデザイン」の基本的な考え方を継承し、「ひとりひとりを大切にすること」を基本理念とし、一生涯を通じ、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として掲げています。

本市では、平成16年度に改正された「障害者基本法」の市町村における障害者基本計画の策定の義務化などを受け、平成17年度から21年度までの「秦野市障害者福祉計画（第2期）」に続き、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とする「秦野市障害者福祉計画（第3期）」を策定し、障害者に対する保健・医療、教育、就労など様々な分野における、ライフステージに応じた施策を総合的、計画的に進めてきました。

この間、国では、平成18年12月に国際連合で採択され、平成20年5月に発効

された「障害者権利条約」の批准に向けた法整備が進められ、平成23年8月に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに同条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。また、平成25年4月には、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として制定され、障害者の範囲の拡大、障害者に対する支援の拡大などの規定が盛り込まれ、同6月には障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化した「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）が制定され、平成26年1月に「障害者権利条約」が批准されました。

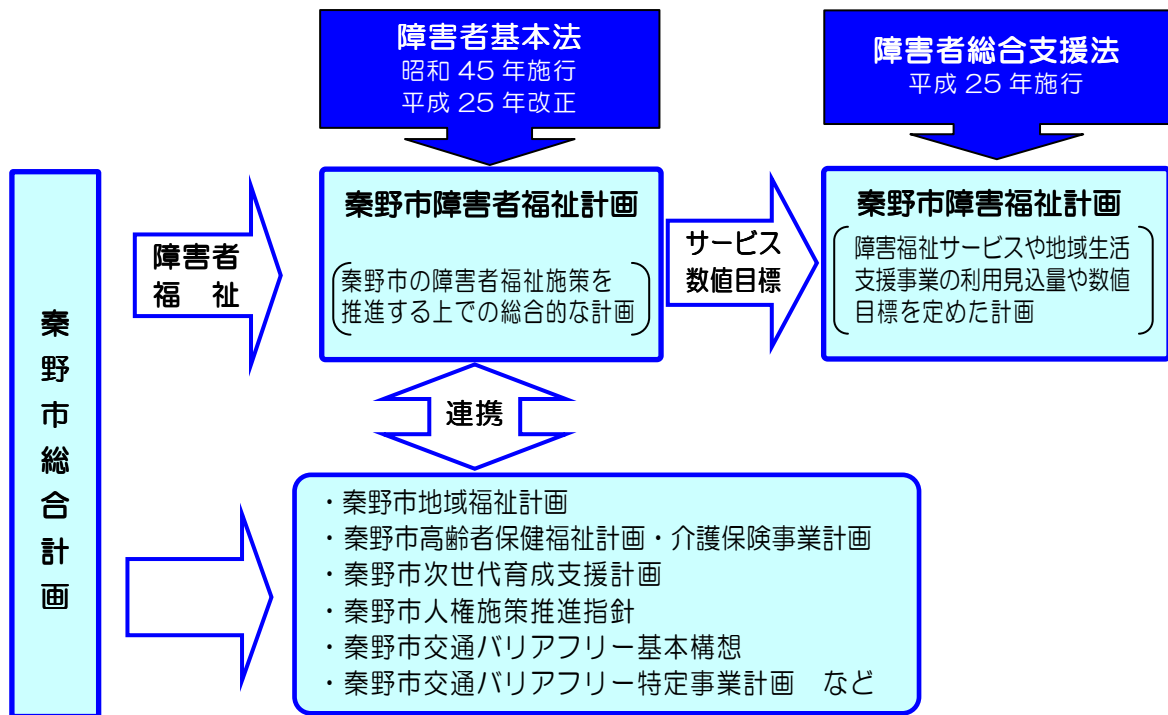
その他にも「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」の施行や、「障害者雇用促進法」の改正、東日本大震災を教訓とした「災害対策基本法」の改正など障害者施策に関わる多くの法律が制定あるいは改正されるなど、障害者を取り巻く様々な環境や施策は大きく変化してきており、それらの変化に対応した新たな計画の策定が必要となってきました。

これらの背景を踏まえ、本市においては、国及び県の計画と整合を図るとともに、市の最上位計画である「秦野市総合計画」の個別計画として、また、「秦野市地域福祉計画」や「秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「秦野市次世代育成支援計画」等の福祉計画をはじめとした様々な計画と連携した、障害者福祉を推進する上での総合的な計画として「秦野市障害者福祉計画（第4期）」を策定します。

また、この計画は、本市障害福祉施策の最上位計画であり、市民、関係団体及び関係機関等のご意見をいただきながら障害者施策を具体化し、今後の進むべき方向を示すものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。



## 3 計画の基本理念

近年、障害者福祉をめぐる動向は、日々刻々と変化していますが、障害者福祉施策は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり講じられる必要があることは普遍であり、本計画では、障害者基本法に基づき掲げられた前計画の理念を継承し、以下の3点を基本理念として掲げます。

- ◎すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

## 4 計画の基本方針

本計画策定に当たっては、基本理念を踏まえ、障害者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことで、すべての人が一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりが大切であると考えます。

この考え方の上で、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障害者のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現を目指すことを基本方針とします。

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現

## 5 計画策定にあたっての基本的な視点

基本理念や基本方針に基づき「乳幼児から就学前まで」、「学齢期」、「学校卒業後」、「高齢期」及び「生涯にわたって」の5つのライフステージにおける施策の推進を図ります。

障害者施策の推進にあたっては、「人権の尊重」、「日常生活への支援」、「社会生活への支援」及び「社会の基盤整備」などに配慮すべく、次の4点を基本的な視点として常に考慮しながら施策を展開していきます。

### (1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者が自分らしく生きるためには、自らが決定し行動することが大切です。その障害者本人の自己決定を尊重するため、自ら意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援の充実等による意思決定の支援や、意思疎通を図ることのできる施策が求められます。

また、障害者一人ひとりの人権が尊重される社会の醸成に向け、障害者が地域の見守りの中で身体や精神を侵されることのないよう、障害者の虐待防止や成年後見などのしくみづくりが必要です。

(2) 障害特性等に配慮した暮らしへの支援

障害者が地域の中でその一員として、自分の生活スタイルに合わせた自分らしい暮らし方ができるようにするには、それぞれの障害の特性に応じた個別的な支援が必要になります。そのためには個々の状況に適した多様なサービスを提供できる施策が求められます。

(3) 自分らしさを生かした社会参加を促す支援

働くことやスポーツ、文化、芸術などの様々な分野での活動に参加することは、生きがいづくりや自分らしさの追求につながります。

障害者がその人の適性や能力に応じて働く場を選択できるようにするとともに、社会における様々な分野で参加、活動できるような体制づくりや環境を整える必要があります。

(4) 安心して、安全に暮らせるまちづくり

障害者が安心して生活を送るためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行や観念等の除去を進める必要があります。

そのためには、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）の向上を図るとともに、誰にとっても快適な環境を作るというユニバーサルデザインの考え方をもち、まちづくりを進めて行くことが大切です。

6 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5か年とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

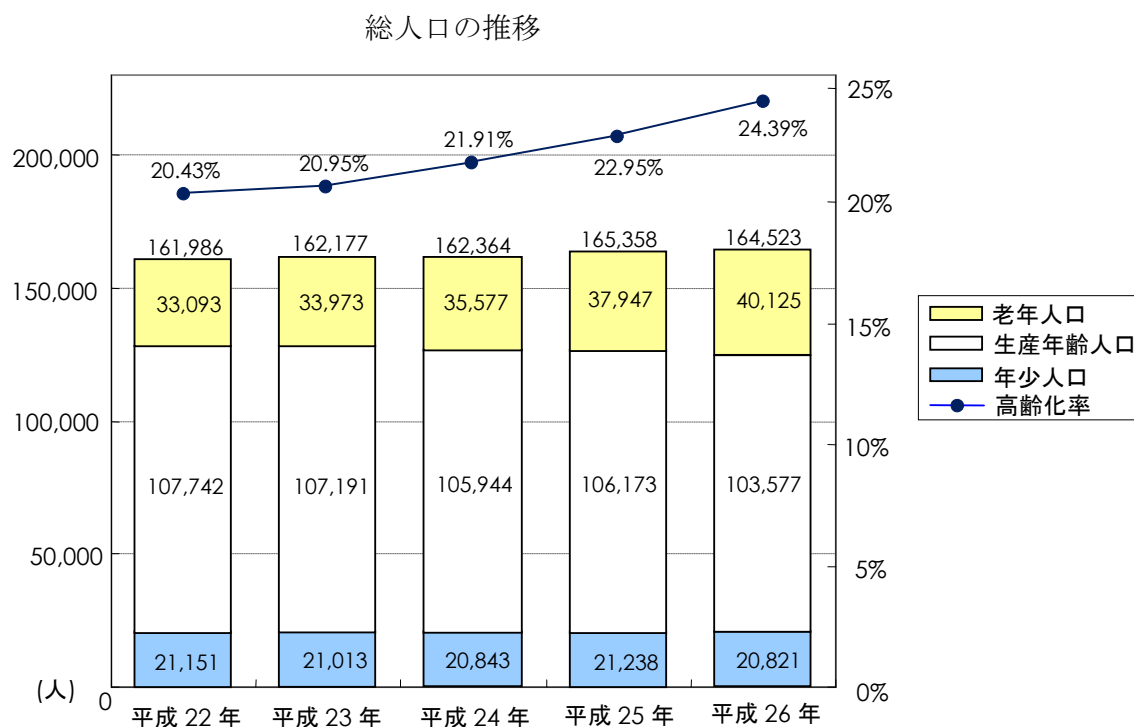


## 第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

### 1 総人口の推移

本市の人口は、昭和45年以降一貫して増加傾向にありましたが、平成11年をピークに減少傾向で推移しました。その後、平成18年から再び微増ではありますが増加に転じ、平成25年の人口は165,358人となりました。しかし、翌年の平成26年の人口は164,523人となり、再び減少となりました。

総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、年々上昇しており、この5年間で約4%上昇し、平成26年には24.39%となり、ほぼ4人に1人が65歳以上となっています。



(各年3月末日現在 住民基本台帳人口)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	161,986	162,177	162,364	165,358	164,523
老年人口 (65歳以上)	33,093 (20.43%)	33,973 (20.95%)	35,577 (21.91%)	37,947 (22.95%)	40,125 (24.39%)
生産年齢人口	107,742 (66.51%)	107,191 (66.09%)	105,944 (65.25%)	106,173 (64.21%)	103,577 (62.96%)
年少人口 (15歳未満)	21,151 (13.06%)	21,013 (12.96%)	20,843 (12.84%)	21,238 (12.84%)	20,821 (12.65%)

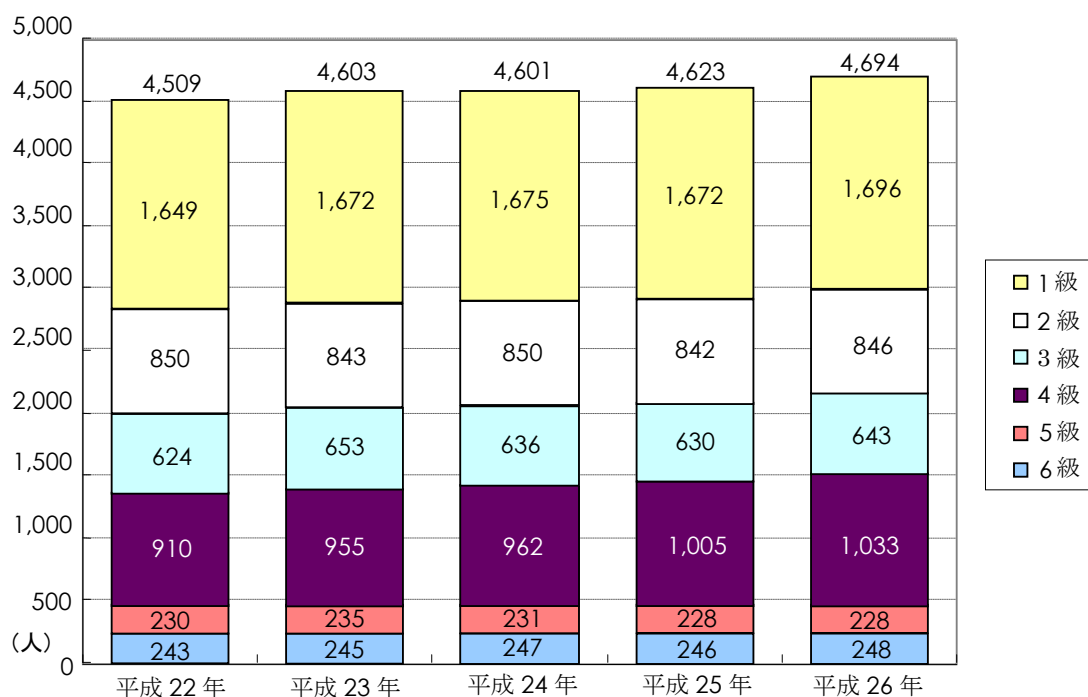
注) 障害者サービス利用者は、本市に住民基本台帳登録をされている方が基本となるため、人口は、住民基本台帳ベースの数値です。

## 2 障害者数の推移

### (1) 身体障害者の状況

平成26年3月31日現在、身体障害者手帳所持者の数は、4,694人で平成22年からの4年間に185人増加しています。

障害の等級別にみると、増加人数が最も多いのは「4級」の123人、次いで「1級」の47人となっています。



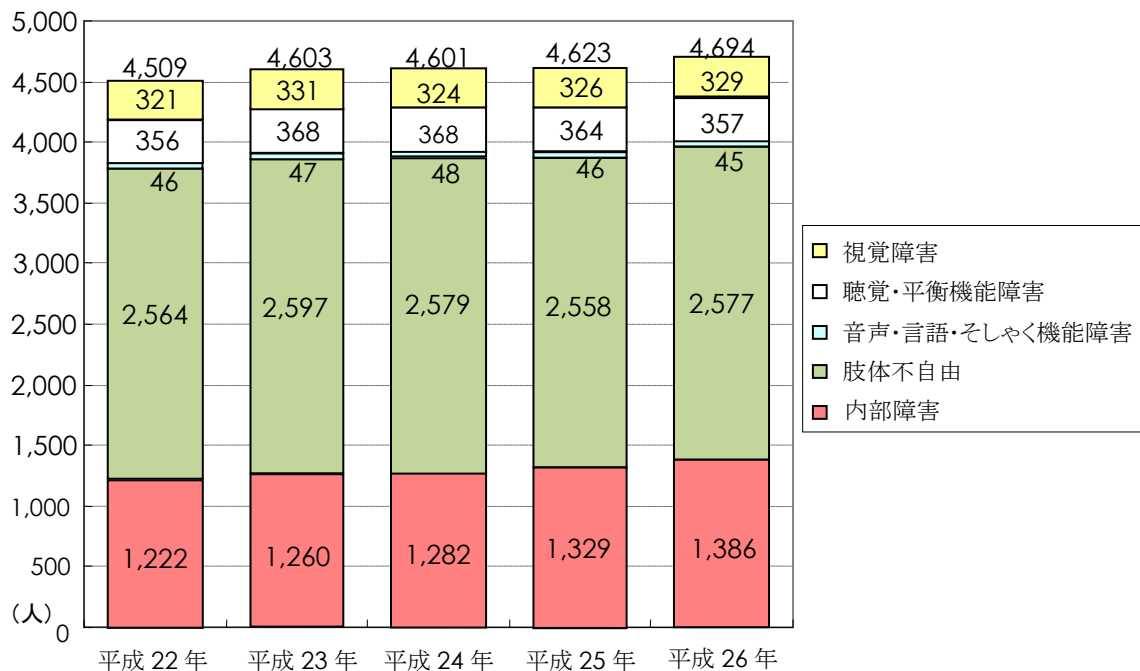
等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(各年3月末日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	4,509	4,603	4,601	4,623	4,694
1級	1,649	1,672	1,675	1,672	1,696
2級	850	843	850	842	846
3級	624	653	636	630	643
4級	910	955	962	1,005	1,033
5級	233	235	231	228	228
6級	243	245	247	246	248

障害の種別にみると、「内部障害」が年々増加しており、過去4年間で164人増加しています。

他の障害については、増減を繰り返しており、ほぼ横ばいの状況にあります。

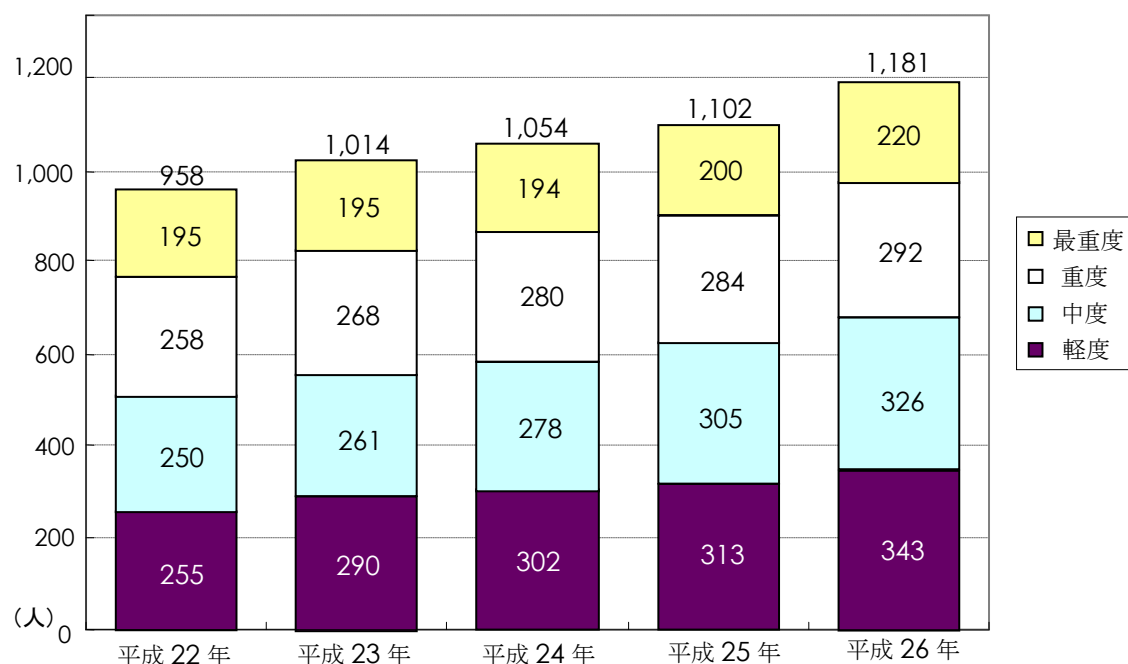


	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合 計	4,509	4,603	4,601	4,623	4,694
視覚障害	321	331	324	326	329
聴覚・平衡機能障害	356	368	368	364	357
音声・言語・そしゃく機能障害	46	47	48	46	45
肢体不自由	2,564	2,597	2,579	2,558	2,577
内部障害	1,222	1,260	1,282	1,329	1,386

(2) 知的障害者の状況

平成26年3月31日現在、療育手帳所持者の数は1,181人で、平成22年からの4年間で223人増加しています。

障害の程度別にみると、平成22年は「重度」、「中度」、「軽度」がほぼ同数でしたが、平成26年は「軽度」、「中度」、「重度」の順になっています。



程度別療育手帳所持者数の推移

(各年3月末日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	958	1,014	1,054	1,102	1,181
最重度	195	195	194	200	220
重度	258	268	280	284	292
中度	250	261	278	305	326
軽度	255	290	302	313	343

年齢別療育手帳所持者数の推移

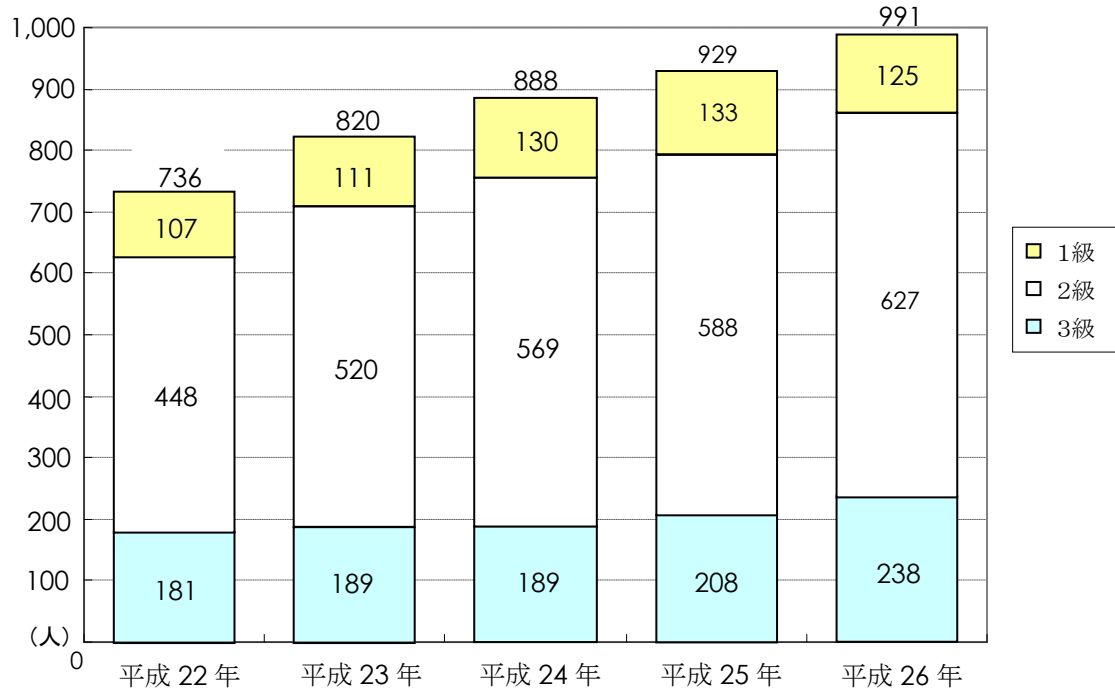
(各年3月末日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	958	1,014	1,054	1,102	1,181
18歳未満	262	288	291	295	326
18歳以上	696	726	763	807	855

(3) 精神障害者の状況

平成26年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の数は991人で、平成17年からの4年間で255人増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）支給認定者は2,047人で、平成22年からの4年間で265人増加しています。



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (各年3月末日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	736	820	888	929	991
1級	107	111	130	133	125
2級	448	520	569	588	627
3級	181	189	189	208	239

自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移 (各年3月末日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	1,782	1,840	1,858	1,972	2,047

- ・県精神保健福祉センターの年度末統計資料に基づく数値です。
- ・自立支援医療（精神通院）とは、精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度です。

(4) 特定疾患（難病）患者の状況

平成 26 年 3 月末日現在、秦野市における特定疾患医療受給者証交付者数は 1,086 人で、平成 22 年からの 4 年間で 227 人増加しています。

神奈川県特定疾患医療受給者証交付者数の推移 (各年 3 月末日現在)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
合 計	861	923	940	1,046	1,086

注) 秦野保健福祉事務所調べ

### 3 障害者数の推計

総人口に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合は、概ね増加の傾向を示しており、平成26年では、身体障害者2.85%、知的障害者0.72%、精神障害者0.60%となっています。

この傾向が、目標年度である平成31年まで推移していくと仮定した場合（傾向線を直線とする）、平成31年における身体障害者数は4,827人、知的障害者数は1,423人、精神障害者数は1,309人と推計されます。

総人口に占める障害者数・割合の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	161,986	162,177	162,364	165,358	164,523
身体障害者	4,509 (2.78%)	4,603 (2.84%)	4,601 (2.83%)	4,623 (2.80%)	4,694 (2.85%)
知的障害者	958 (0.59%)	1,014 (0.63%)	1,054 (0.65%)	1,102 (0.67%)	1,181 (0.72%)
精神障害者	736 (0.45%)	820 (0.51%)	888 (0.55%)	929 (0.56%)	991 (0.60%)
自立支援医療支給認定者	1,782 (1.10%)	1,840 (1.13%)	1,858 (1.14%)	1,972 (1.19%)	2,047 (1.24%)

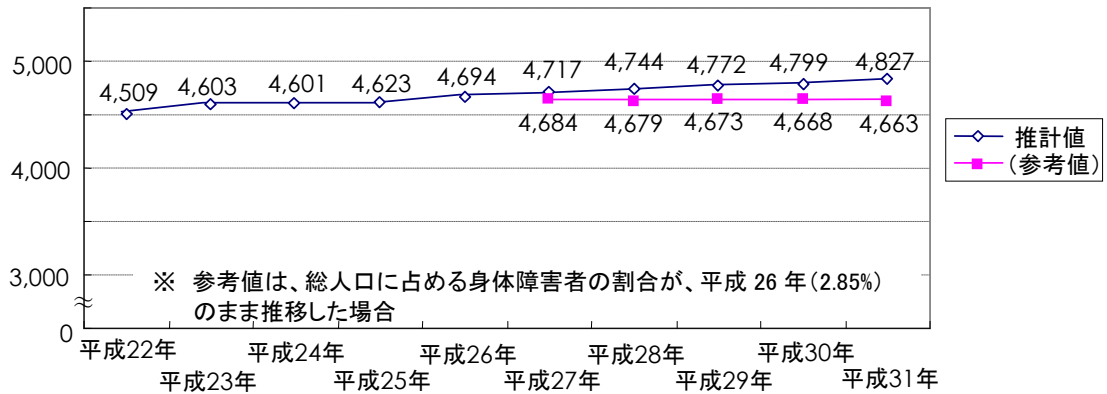
平成27年から平成31年までの総人口に占める障害者数・割合の推移（推計）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	164,342	164,161	163,981	163,800	163,620
身体障害者	4,717 (2.87%)	4,744 (2.89%)	4,772 (2.91%)	4,799 (2.93%)	4,827 (2.95%)
知的障害者	1,233 (0.75%)	1,280 (0.78%)	1,328 (0.81%)	1,376 (0.84%)	1,423 (0.87%)
精神障害者	1,052 (0.64%)	1,116 (0.68%)	1,181 (0.72%)	1,245 (0.76%)	1,309 (0.80%)
自立支援医療支給認定者	2,103 (1.28%)	2,151 (1.31%)	2,214 (1.35%)	2,260 (1.38%)	2,323 (1.42%)

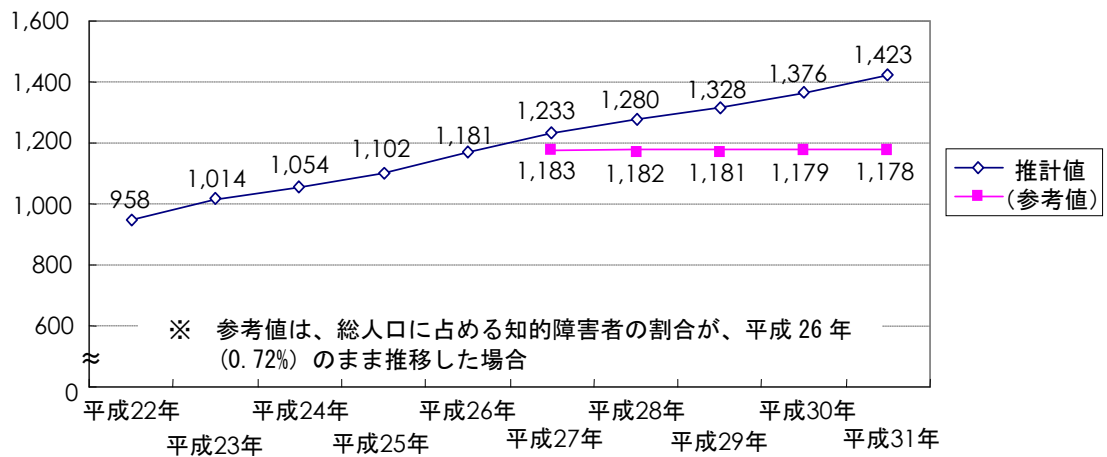
【参考】総人口に占める障害者の割合が平成26年のまま推移した場合

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
身体障害者	4,684	4,679	4,673	4,668	4,663
	(2.85%)				
知的障害者	1,183	1,182	1,181	1,179	1,178
	(0.72%)				
精神障害者	986	985	984	983	982
	(0.60%)				
自立支援医療支給認定者	2,038	2,036	2,033	2,031	2,029
	(1.24%)				

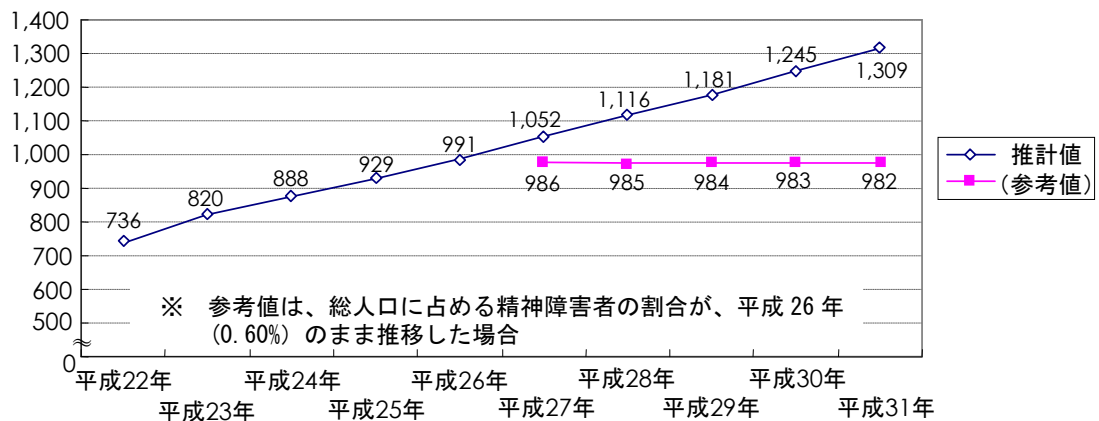
身体障害者数の推計



知的障害者数の推計

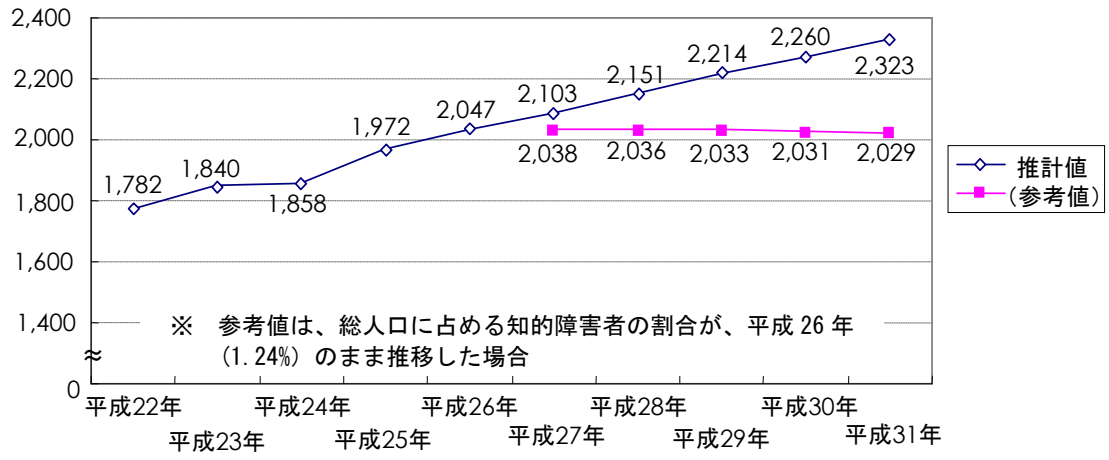


精神障害者数の推計



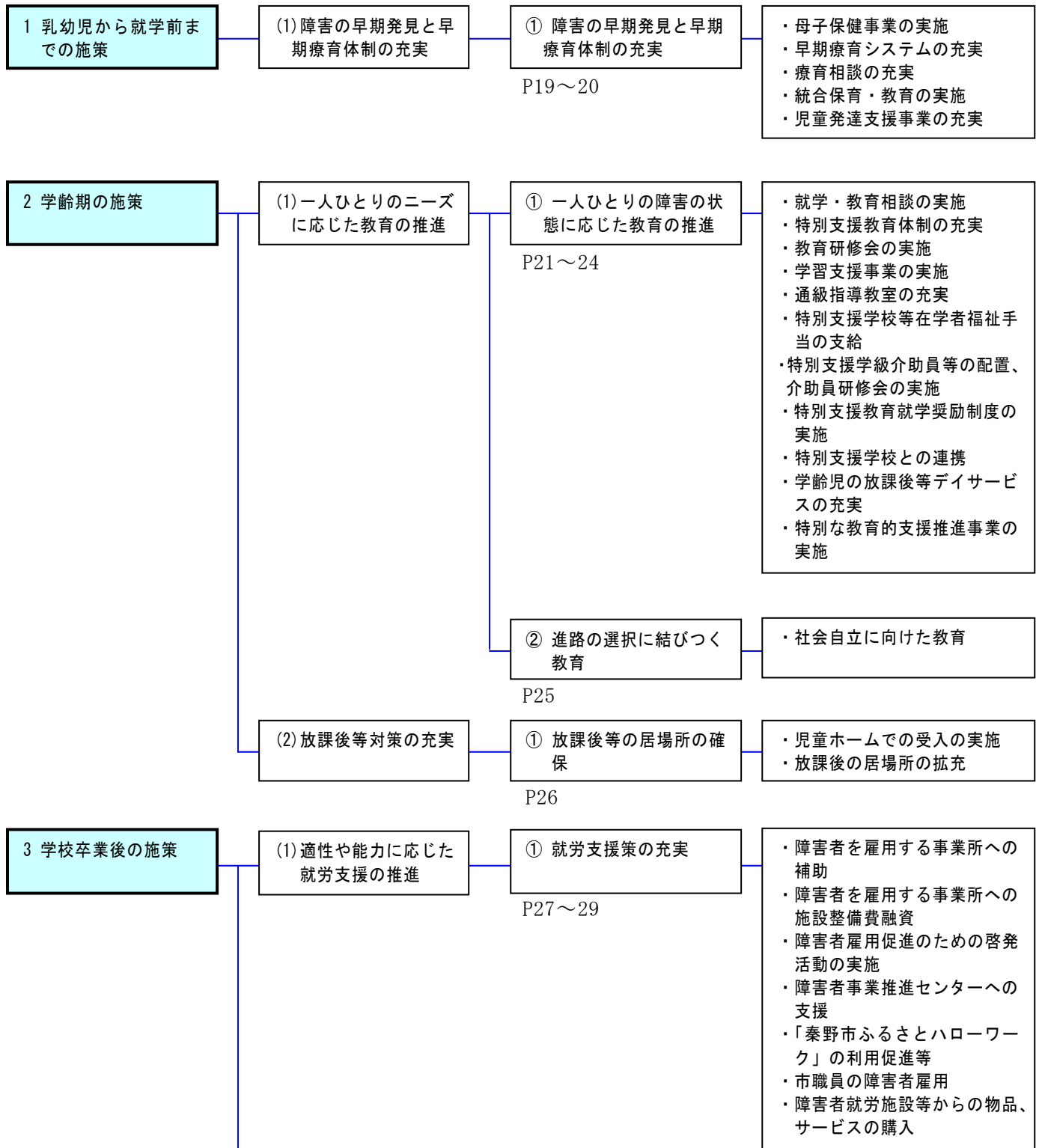


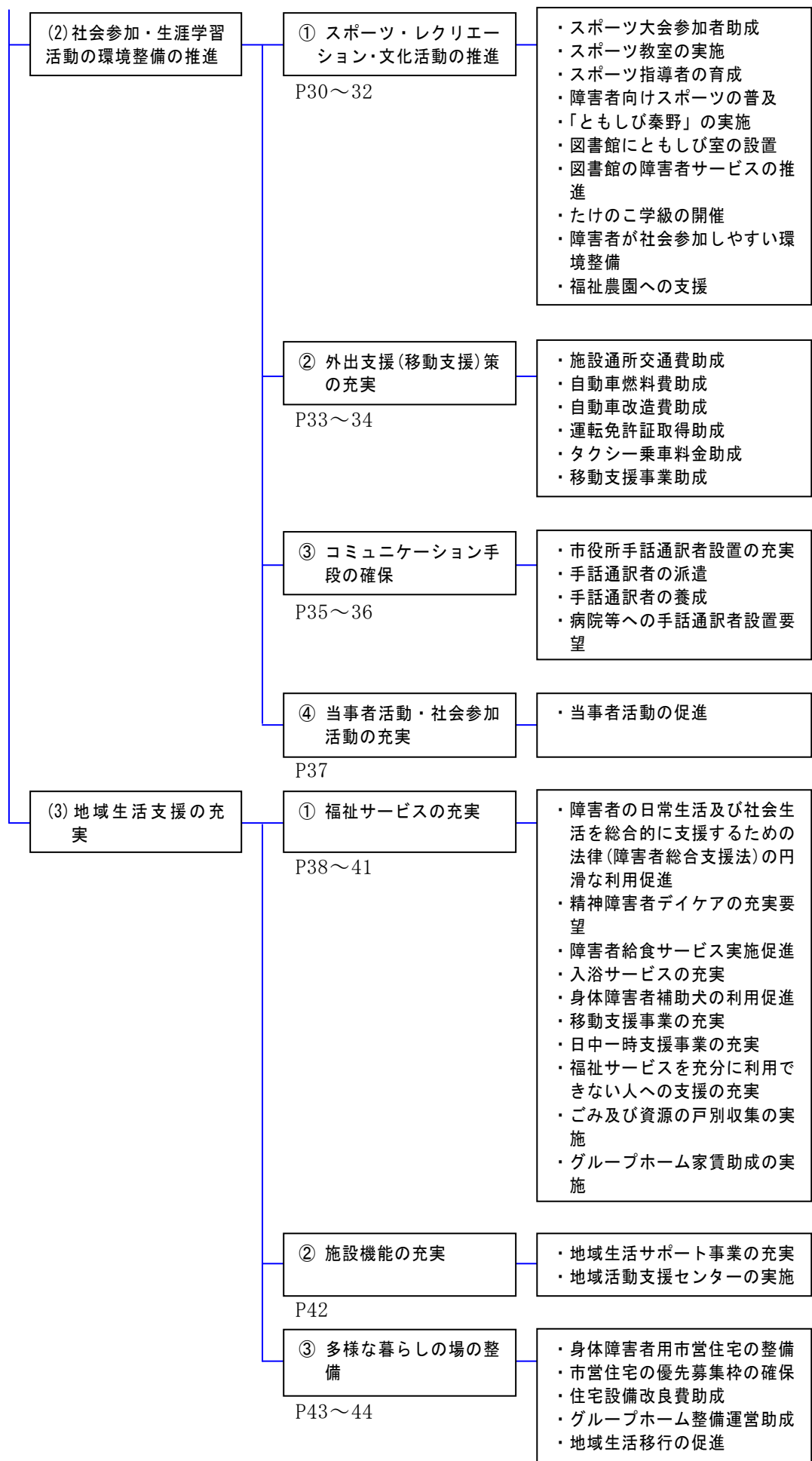
### 自立支援医療(精神通院)支給認定者数の推計

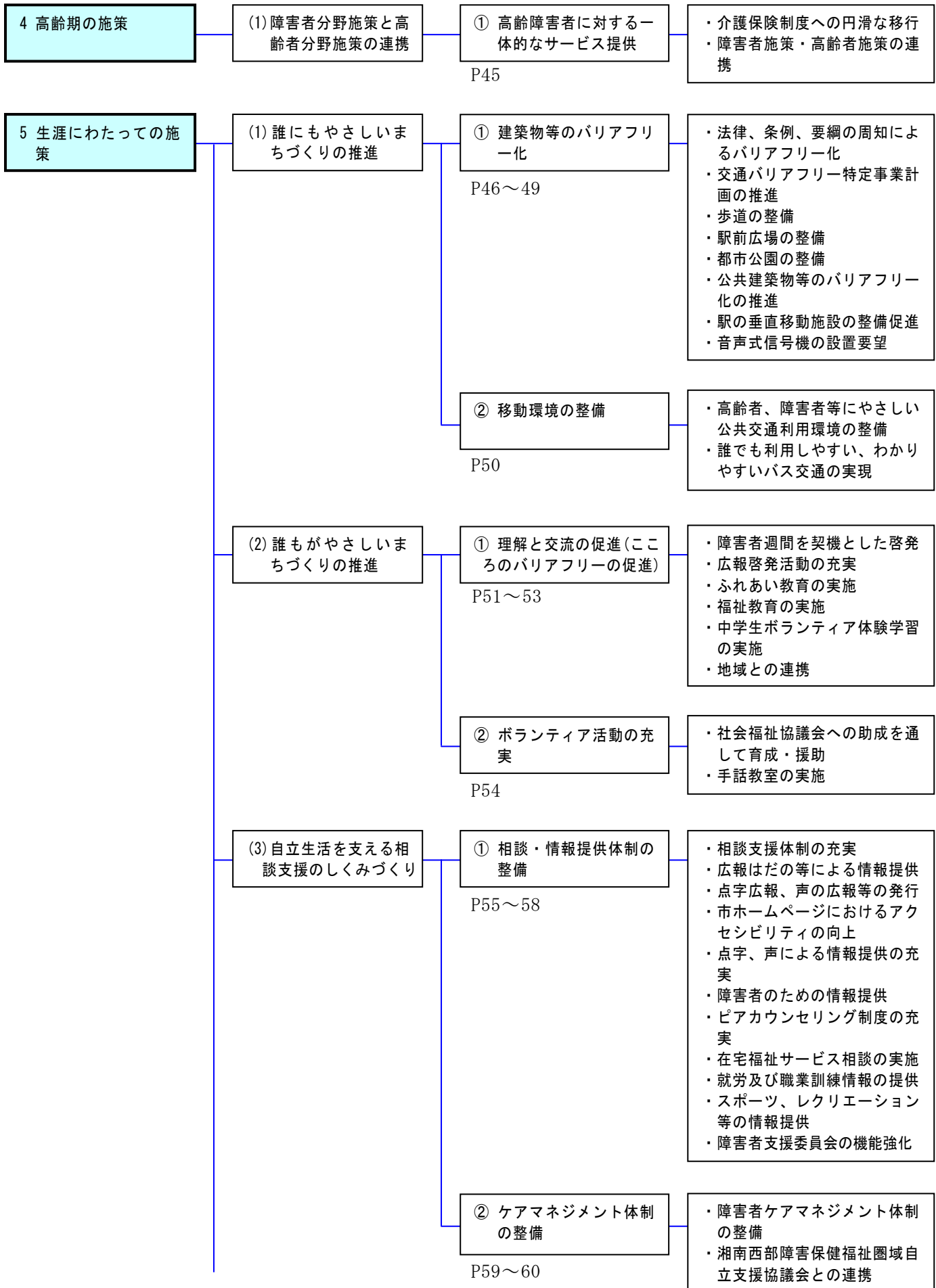


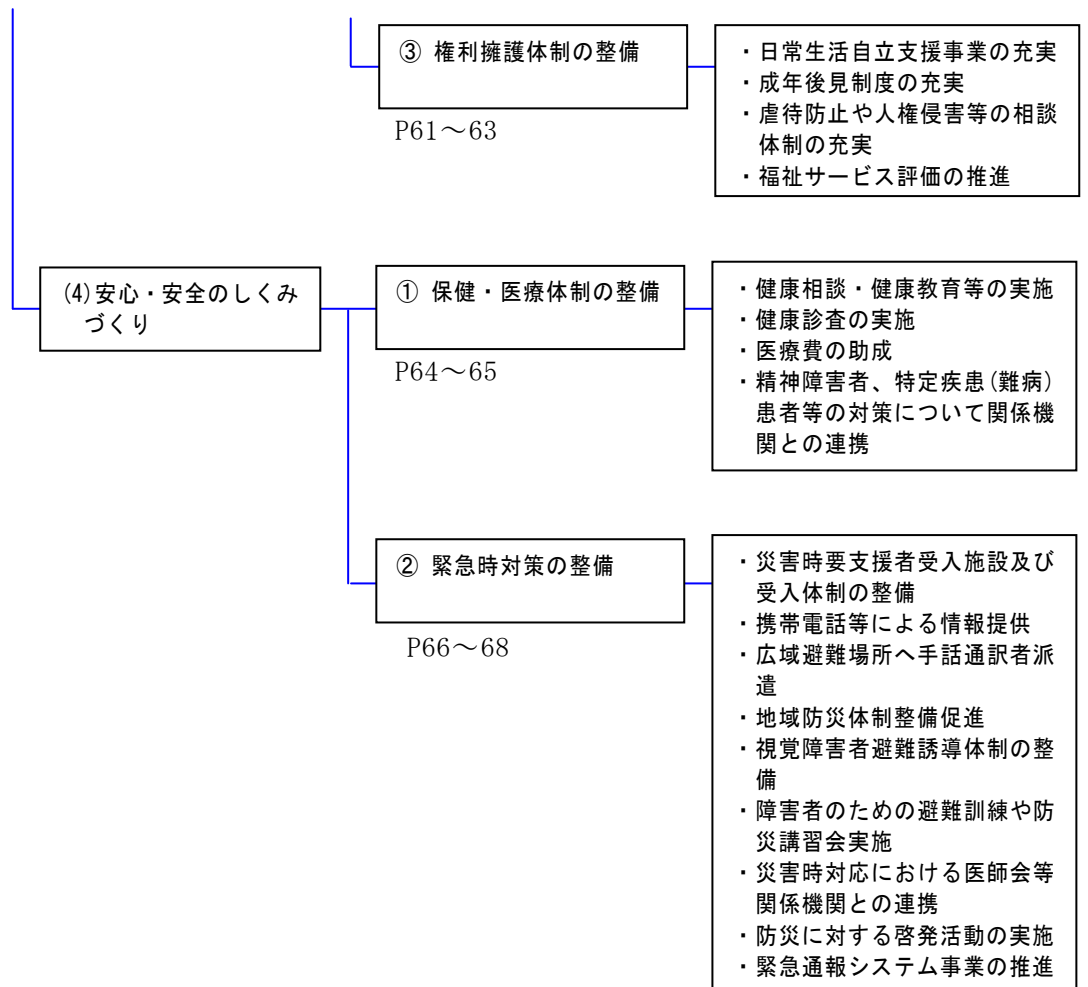
第3章 施策の展開

《 施策の体系 》









# 1 乳幼児から就学前までの施策

## (1) 障害の早期発見と早期療育体制の充実

### ① 障害の早期発見と早期療育体制の充実

#### 【現状と課題】

発達障害が疑われる児童は、年々増加傾向にあり、障害の疑いのある児童に対しては、発達期にある乳幼児期に適切な治療や療育を行うことが、障害の軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

このため、保健・医療・福祉・教育等の連携を強化し、障害の早期発見と早期療育が必要です。

#### 《基本方針》

健康診査や統合保育・教育などの機会を通じて、一人ひとりの状況を把握できるように、関係機関の連携や人材育成の強化などにより、障害の早期発見とその後の適切な対応が図れるよう体制の充実を図ります。

#### ◇ 母子保健事業の実施 [健康子育て課]

乳幼児期における成長発達に対して家族が感じる不安への対応や、疾病や発達障害等の早期発見のため健康診査、経過検診、相談、教室等の事業を引き続き実施します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診、経過健診、親子育児教室の実施</li> <li>・事後フォローが必要と思われる児と保護者に母子保健事業又は専門的な関係機関等と連携して継続支援を実施</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業における相談体制の充実を図ります。</li> <li>・関係課、関係機関との円滑な連携により、児と保護者の不安軽減に努めます。</li> </ul>

#### ◇ 早期療育システムの充実 [障害福祉課]

障害児が早期から適切な治療、教育を受けるためのシステムを充実します。

ア 療育相談員による相談支援の実施

イ 保健福祉事務所、児童相談所との連携強化

ウ 障害児のために機能訓練及び生活訓練の実施

エ 言葉の発達上の問題を相談、指導、訓練するため、「ことばの相談室」での支援の実施

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ことばの相談室」での発達指数検査の実施、集団生活適応訓練の年齢別での実施</li> <li>・対象児の療育の方向付けなどの情報交換の場として、児童相談所、保健福祉事務所、健康子育て課及び障害福祉課で四者事務連絡会の開催</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<p>早期療育の充実を図ります。</p>

◇ 療育相談の充実 [障害福祉課]

障害のある子どもが早期から適切な治療、教育を受けることができるよう、療育相談員、保健師による相談を引き続き実施します。今後も相談業務を担う庁内関係課、関係機関との連携を密にし、一貫した円滑な療育システムの運用をコーディネートしていく機能を充実させます。

現 状	療育相談員により、対象児を一元的に把握することで関係機関との連携、円滑な就学支援を実施
今 後 の 方針・目標	相談業務を担うセクションとの緊密な連携による相談機能の充実を図ります。

◇ 統合保育・教育の実施 [障害福祉課・保育課・教育指導課]

障害のある児童もない児童も、全ての子どもがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて幼稚園及び保育園で統合保育・教育を引き続き実施します。

現 状	保護者の意向を十分に配慮し、集団生活の中で個別の支援が必要な児童に対して公立・民間保育園及び公立幼稚園で統合保育・教育を実施
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対しての統合保育・教育を引き続き実施します。</li> <li>・研修等を通じ、専門的な知識や経験を持つ保育士等の育成に努めます。</li> </ul>

◇ 児童発達支援事業の充実 [障害福祉課]

心身に発達遅れや障害のある就学前の乳幼児の早期療育の場として、母子ともに保育や療育の体験をし、子どもへの理解とよりよい発達を促すことを目的に生活訓練及び機能訓練を引き続き実施します。また、待機する児童への対策として、児童発達支援事業所を新たに設置する法人への支援を行います。

現 状	集中的に療育を行う「たんぼぼ教室」において4・5歳児クラスを開設し、保育園・幼稚園との連携を図り実施 【平成25年度】 たんぼぼ教室 実施日数228日、利用人数57人
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、子どもへの理解とよりよい発達を促すため実施するとともに、児童発達支援事業所を新たに設置する法人への支援を行います。</li> <li>・児童発達支援事業所1箇所の新設（平成31年度）</li> </ul>

## 2 学齢期の施策

### (1) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

#### ① 一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進

##### 【現状と課題】

障害のある子どもが一人の人間として成長し、その能力を最大限に伸ばしていくことができるよう、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育を行う必要があります。

このため、小学生を対象とした通級指導教室、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校などで教育を行っています。

##### 《基本方針》

引き続き、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の充実を図ります。

#### ◇ 就学・教育相談の実施 [教育指導課]

障害特性に応じた適切な教育の機会を得るための就学相談、充実した学校生活を過ごすための教育相談を引き続き実施します。

現 状	【平成 25 年度】 就学相談 193 人
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学先決定に向けた適切な判断が行えるように丁寧な相談に努めます。</li> <li>・充実した学校生活を送れるよう教育相談を引き続き実施します。</li> </ul>

#### ◇ 特別支援教育体制の充実 [教育指導課]

障害のある児童、生徒の障害の状況、発達段階及び特性に応じたまなびの場として、特別支援学級を引き続き設置します。今後は、児童、生徒のニーズに応じた教育の場の提供に努めるとともに、教員の専門性を高める研修の充実を図ります

現 状	【平成 25 年度】		
		(小学校)	(中学校)
今 後 の 方針・目標	・知的障害学級	16 学級	10 学級
	・肢体不自由学級	1 学級	1 学級
	・自閉症・情緒障害学級	22 学級	11 学級
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒のニーズに応じた教育の場の提供に努めます。</li> <li>・教員の専門性を高める研修を充実させます。</li> <li>・養護学校の新設について、県へ要望します。</li> </ul>		



◇ 教育研修会の実施 [教育指導課]

教員を対象とした特別支援教育研修会を引き続き実施します。今後は、総合教育センターの研修及び教育委員会主催の研修に加え、多くの教職員が参加できる校内研修の充実に努めます。

現 状	【平成 25 年度】
	小中一貫特別支援教育研修会(各校) 22 回 教育課題研修会 1 回 特別支援学級担当者会(研修会) 1 回 教育指導助手研修会(発達障害) 1 回 介助員研修会(発達障害) 1 回 通級指導教室担当者巡回相談 12 回
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施し、参加拡大及び更なる充実に努めます。</li> <li>・現場の課題に合った研修を実施できるよう、ニーズの把握に努めます。</li> </ul>

◇ 学習支援事業の実施 [教育指導課]

学習支援事業の一環として、通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童、生徒に対して大学生、大学院生支援協力者を派遣しています。この事業を推進するに当たり学校から申請のあった支援が必要と思われる児童、生徒の情報をもとに、臨床心理職巡回相談を実施し、有効な支援のあり方を探っています。また、障害児加配がされている市立幼稚園に、年間 3 回から 5 回専門相談員を派遣して教員及び保護者への支援を実施しています。今後も、教員を対象とした巡回相談指導を実施します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通級学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童、生徒に対して東海大学、上智短大を中心とした学生、NPOの協力を得て、支援協力者を派遣</li> </ul>
	【平成 25 年度】 延べ 484 回実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園に、平成 25 年度は、計 55 回、7 人の相談専門員を講師として派遣</li> </ul>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海大学心理・社会学教室及び上智大学短期大学部サービスラーニングセンターとの連携に努めます。</li> <li>・子ども家庭相談担当との連携に努めます。</li> <li>・弘済学園に学園臨床心理士の派遣を依頼します。</li> </ul>

◇ 通級指導教室の充実 [教育指導課]

小学生を対象とした通級指導教室（ことばの教室、まなびの教室）を充実します。今後も、言語障害、構音障害、難聴、かん黙、発達障害等への充実した対応ができる場となるよう整備していきます。

現 状	【平成 25 年度】 《ことばの教室》 末広小学校 21 人 西小学校 11 人 《まなびの教室》 本町小学校 14 人 洪沢小学校 11 人
今 後 の 方針・目標	・引き続き多様なニーズに対応できる場として体制を整備します。 ・専門家による技術指導の場を適宜設定します。

◇ 特別支援学校等在学者福祉手当の支給 [障害福祉課]

特別支援学校など在校者福祉手当を引き続き支給します。

現 状	特別支援学校に在学する在宅児童の保護者に支給 【平成 25 年度】 支給対象者数 124 人
今 後 の 方針・目標	学校等との連携により対象者へのさらなる周知を図ります。

◇ 特別支援学級介助員等の配置、介助員研修会の実施 [教育指導課]

特別支援学級に介助員を配置するとともに、重度化、重複化する児童、生徒の支援に対応するための介助員研修会を引き続き実施します。

現 状	【平成 25 年度】 特別支援学級介助員 39 人を配置。介助員研修会を開催
今 後 の 方針・目標	多様化する支援ニーズに対応するために必要不可欠なものであるため、引き続き介助員を配置していきます。

◇ 特別支援教育就学奨励制度の実施 [学校教育課]

特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を引き続き援助します。

現 状	【平成 25 年度】 小学生 135 人 中学生 65 人
今 後 の 方針・目標	引き続き特別支援教育就学奨励費を支給します。

◇ 特別支援学校との連携 [障害福祉課]

特別支援学校と福祉事業者との連携を図るため、教員と福祉事業所職員との懇談会を開催します。

現 状	懇談内容について検討しています。
今 後 の 方針・目標	教員と福祉事業所との定例懇談会を実施します。

◇ 学齡児の放課後等デイサービスの充実 [障害福祉課]

放課後や夏休み等における居場所の確保が求められている等を踏まえ、単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として放課後等デイサービスの充実を図ります。

現 状	児童福祉法の施行により、平成 24 年度より支給決定し、児童の発達支援を促進
今 後 の 方針・目標	引き続き適切に支給決定をするとともに、新たに開設する法人を支援し、児童の発達支援を促進します。

◇ 特別な教育的支援推進事業の実施 [教育指導課]

特別な教育的支援の必要な児童、生徒への的確な支援を実施するために、すべての学校に校内支援委員会を設置するとともに、対象児童、生徒の個別支援計画を作成、活用するために、医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を図ります。また、障害のある児童、生徒の個々の成長に合わせた教育の充実に努めるとともに特別支援教育に携わる関係教職員の資質の向上に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての学校に校内支援委員会を設置</li> <li>・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を実施</li> <li>・臨床心理士によるアセスメントをもとにした教育相談事業を小、中学校を対象に実施</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内委員会で、特別な教育的支援の必要な児童、生徒への的確な支援を実施します。</li> <li>・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を努めます。</li> <li>・関係教職員の資質の向上及び指導の充実のために特別支援学校との連携、協力を努めます。</li> <li>・関係教職員の資質の向上を目的に研究会を実施します。</li> </ul>

## ② 進路の選択に結びつく教育

### 【現状と課題】

職場体験などの多様な体験活動は、将来の就労や社会参加に向けて望ましい職業観、勤労観や自己理解などを育むために、大変有意義なものです。

### 《基本方針》

地域資源の有効活用など地域との連携を図り、豊かな体験活動ができる環境の整備に努めます。

### ◇ 社会自立に向けた教育 [教育指導課]

各学校の特別支援学級においては「作業学習」として領域、教科を合わせた指導が行われています。将来の職業生活や社会自立を目指し、児童、生徒の働く意欲や力を培い、生活する力を高めることを意図して行われている学習です。

現 状	学校バザーで販売するなど目的に即して農園芸、木工、織物紙工、調理などの作業学習を実施
今 後 の 方針・目標	将来の自立に向け、「作業学習」、「総合的な学習の時間」等に社会自立に向けた取組みを意図的、計画的に取り入れ、様々な体験活動を通して職業観、勤労観、自己理解等の育成に努めます。

(2) 放課後等対策の充実

① 放課後等の居場所の確保

【現状と課題】

保護者の就労や疾病等により放課後や夏休み等に自宅で適切な保護を受けることができない児童、生徒がいます。

《基本方針》

児童ホーム等で一定時間保護するとともに、集団での生活等を通じ生活指導を行うことにより児童、生徒の健全な育成を図ります。

◇ 児童ホームでの受入の実施 [保育課]

障害のある児童もない児童もともに放課後を安全かつ健全に過ごす場として、小学校1年生から4年生までの児童の受入を、引き続き実施します。

現 状	養護学校の巡回相談を利用し、対応を検討する等障害の理解に努め、17の児童ホームで47名の受入を実施
今 後 の 方針・目標	・集団生活が可能である障害児の受け入れを引き続き実施します。 ・研修等を通じ、指導員が障害児についての理解を深められるよう努めます。

◇ 放課後等の居場所の拡充 [障害福祉課]

小学4年生から高校生までの障害児の放課後や夏休み等に過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

現 状	放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を適切に支給決定することにより居場所づくりを促進
今 後 の 方針・目標	引き続き、適切に支給決定を実施します。

### 3 学校卒業後の施策

#### (1) 適性や能力に応じた就労支援の推進

##### ① 就労支援策の充実

###### 【現状と課題】

障害のある人が地域の中で安定した生活を送るためには、就労は非常に重要な要素の一つであります。障害者雇用については、「障害者雇用促進法」に基づき雇用促進が図られていますが、今後もより一層の雇用の促進を図るとともに、就労の継続支援や就労を妨げる社会的障壁の除去などを推進する必要があります。

###### 《基本方針》

障害のある人の雇用拡大に向け、事業主への助成制度や「障害者雇用促進法」の改正内容などの周知を図るとともに、障害のある人がその適性や能力に応じて働く場を選択し、就労が継続できるように努めます。また、「秦野市ふるさとハローワーク」の活用や「障害者事業推進センター」及び「就業・生活支援センター」を中心に、就労後の生活支援も含めた総合的な就労支援体制を整備します。

#### ◇ 障害者を雇用する事業所への補助 [商工課]

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する中小企業に補助金を交付します。今後も引き続き、本制度の周知を図るとともに、法定雇用率が達成できるよう国、県と連携しながら、中小企業に対して障害者雇用の啓発に努めます。

現 状	【平成 25 年度】 15 事業所 雇用障害者数 21 人
今 後 の 方針・目標	引き続き、制度の周知を行い、障害者雇用の啓発を図ります。

#### ◇ 障害者を雇用する事業所への施設整備費融資 [商工課]

障害者の雇用の安定及び促進を図ることを目的に、障害者を雇用する又は雇用しようとする中小企業者等が行う障害者の労働環境整備に必要な資金を、市が預託している金融機関を通じて融資します。

現 状	障害者が就労しやすい環境整備をするため、障害者を雇用する中小企業者に施設整備のための融資制度を周知
今 後 の 方針・目標	より一層制度の周知を図り、利用促進に努めます。

◇ 障害者雇用促進のための啓発活動の実施 [障害福祉課・商工課]

障害者雇用促進のため、啓発活動を行います。今後も引き続き、国・県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、市ホームページを利用して啓発に努めます。また、経済や雇用・失業情勢を見ながら、効果的な啓発方法について検討します。

現 状	障害者の雇用促進に向け、国、県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、広報はだのや市ホームページで9月の障害者雇用支援月間を周知するなどの啓発活動を実施
今 後 の 方針・目標	引き続き、市ホームページ等を活用しての啓発や、その他効果的な啓発方法について検討します。

◇ 障害者事業推進センターへの支援 [障害福祉課]

障害者授産施設や作業所で作製した製品の販路拡大や仕事の受注のため、また、障害者の一般就労に向けた就労支援を行うために、市内の福祉施設が共同で設置する障害者事業推進センターへの支援を引き続き行います。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者事業推進センターに必要な経費を助成</li> <li>・ 体育館で実施したイベント時に、ロビーに販売所を設け売上向上や製品の周知に協力</li> <li>・ 障害者の体験就労の受け入れや就労支援</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	センターの活性化が図られるよう交付します。

◇ 「秦野市ふるさとハローワーク」の利用促進等 [商工課]

公共職業安定所の出先機関である「秦野市ふるさとハローワーク」では、職業相談員を配置し、求人、求職相談、職業紹介の実施、職業情報の提供等を行っており、市では、この利用促進を図っています。また、公共職業安定所が実施する障害者就職面接会の後援、協力を行っており、今後も公共職業安定所等の関係機関や県の障害者仕事サポーターとより連携を強化し、雇用の促進に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用支援月間に合わせて公共職業安定所が主催している合同就職面接会に協力し、広報はだのや市ホームページで秦野市ふるさとハローワーク及び合同就職面接会を周知</li> </ul> <p>【平成25年度】</p> <p>西湘地区障害者就職面接会 求人事業所数 45 社 採用者数 23 人</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共職業安定所との連携を強化します。</li> <li>・ 県の障害者しごとサポーターとの連携を強化します。</li> </ul>

◇ 市職員の障害者雇用 [人事課]

市職員の採用に当たり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく障害者雇用率を上回る目標を設定し、障害者の雇用の充実に努めます。今後も引き続き、障害者雇用率の推移を見ながら、職域の拡大に努め、積極的な雇用を検討していきます。

現 状	【平成 25 年度末現在】 法定雇用率：2.3% 本市障害者雇用率：2.23%
今 後 の 方針・目標	職域の拡大に努め、積極的な雇用について検討していきます。

◇ 障害者就労施設等からの物品・サービスの購入 [障害福祉課]

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」の施行に伴い、優先的、積極的に購入するように努めるため調達方針を策定し、調達実績の公表を行います。

現 状	調達方針を策定し、発注の拡大を図るため各課に調達可能な物品やサービスの情報を提供
今 後 の 方針・目標	商品サンプルやカタログなどを提示しながら商品の P R を行います。



## (2) 社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進

### ① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

#### 【現状と課題】

障害のある人が地域の中で豊かな生活を送るためには、地域のスポーツや文化活動など様々な分野で活動することが非常に重要な要素の一つとなります。

そのためには、障害のある人が参加、活動しやすい環境の整備が必要です。

#### 《基本方針》

引き続き、いつでも、どこでも、だれもが参加、活動しやすい施設整備や事業の企画を行うとともに、指導者やボランティア等の人材育成に努めます。

#### ◇ スポーツ大会参加者助成 [障害福祉課]

国、県等の実施する各種スポーツ大会への参加者に助成します。

現 状	【平成 25 年度】 全国大会出場者 1 人に祝い金を贈呈したほか、会場までの送迎を実施
今 後 の 方針・目標	引き続き助成し、スポーツ大会への参加を推進します。

#### ◇ スポーツ教室の実施 [スポーツ振興課]

障害者のためのスポーツ教室を引き続き実施します。

現 状	【平成 25 年度】 ・障害児・者親子スポーツ教室（11 回、216 人） ・障害者スポーツ教室（10 回 32 人）
今 後 の 方針・目標	障害児・者のニーズを把握し、スポーツ教室の内容や指導方法等の調査、研究を進め、参加者の増加を図ります。

#### ◇ スポーツ指導者の育成 [スポーツ振興課]

障害者スポーツ指導者の育成を引き続き実施します。

現 状	【平成 25 年度】 ・スポーツドクター健康指導講演会（参加者 22 人） ・スポーツ障害予防講習会（参加者 43 人）
今 後 の 方針・目標	指導充実のための調査、研究及び指導者のシステムづくりを検討します。

◇ 障害者向けスポーツの普及 [障害福祉課・スポーツ振興課]

障害者向けスポーツの普及を引き続き推進します。今後も活動場所の提供に努めて行きます。

現 状	スポーツ教室や競技の体験会を実施し、普及を推進 ・ 秦野・伊勢原地区精神障がい者スポーツ交流会 ・ 障害者フライングディスク ・ 車いすテニス大会 ・ 障害者スポーツフェスティバル ・ スポーツ・レクリエーション
今 後 の 方針・目標	個々の障害に対応できるようなスポーツの普及に努めます。

◇ 「ともしび秦野」の実施 [地域福祉課]

文化活動を促進するため、活動の発表の場である福祉展及び模擬店事業を関係機関の協力を得て「ともしび秦野」と題して開催します。

現 状	<b>【平成 25 年度】</b> 10 月 12 日(土)に文化会館において福祉展、ともしび広場(模擬店、古本市)及び社会福祉大会を実施
今 後 の 方針・目標	関係団体や会場スペースを調整しながら継続して実施していきます。

◇ 図書館にともしび室の設置 [図書館]

視覚障害者のため、図書館にともしび室を引き続き設置します。ともしび室には拡大読書器、対面朗読席、録音図書、点訳本等を設置しています。

現 状	対面朗読ボランティアの協力を得て、視覚障害者への対面朗読サービスを実施 <b>【平成 25 年度】</b> 21 回
今 後 の 方針・目標	・ ともしび室の利用促進に努めます。 ・ 対面朗読ボランティア等の育成、支援を図ります。

◇ 図書館の障害者サービスの推進 [図書館]

図書館を利用するすべての障害のある人たちに対して、資料提供を行っていくための調査、研究を行うとともに、障害福祉課等とも連携し、より良いサービスを推進します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館で不用となった資料、市民からのリユース資料等を市内福祉施設へ委譲</li> <li>・障害者団体との懇談会 1回</li> <li>・養護学校の公共施設利用体験等の受け入れ 1回</li> <li>・拡大写本ボランティアとの連携による拡大図書の作成 11冊</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等による対面朗読を促進します。</li> <li>・すべての障害者等に対する新たな貸出サービス等を調査、推進します。</li> <li>・喫茶コーナーを設置により障害者雇用を促進します。</li> <li>・利用者にやさしい施設整備をすすめます。</li> </ul>

◇ たけのこ学級の開催 [生涯学習課]

知的障害者のための生きがいつくり、社会参加の機会を提供するための施策として、たけのこ学級を引き続き実施します。今後も、指導者、補助者、施設団体などと連携を図り、学級生の生きがいつくりの促進を図ります。

現 状	<p>毎月第3日曜日に開催 【平成25年度】 ・10回開催 ・学級生45人、指導者3人、補助員14人 ボランティア団体2団体</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級生の生きがいつくりを促進します。</li> <li>・集団生活の中での自主性の養成に努めます。</li> </ul>

◇ 障害者が社会参加しやすい環境整備 [障害福祉課]

市主催の事業について、障害者が参加しやすくなるようにバリアフリーを意識した事業企画を行うよう周知します。

現 状	庁内全課に障害者基本法の改正内容を周知
今 後 の 方針・目標	引き続き、誰もが参加しやすい事業の企画をするように周知します。

◇ 福祉農園への支援 [障害福祉課]

より良い環境の下で、豊かな自然とふれあいながら、農園芸作業を通じてリハビリテーション、授産、交流等の福祉的効用や健康の維持、増進、いきがいつくりなどの多面的効用を持つ障害者のための福祉農園への支援をします。

現 状	福祉農園の維持管理等に必要な経費の一部を助成
今 後 の 方針・目標	経費の支援のほか、指導者の養成や場所の確保など福祉農園への様々な支援方法を検討し、支援を行います。

② 外出支援（移動支援）の充実

【現状と課題】

障害のある人の社会参加や社会活動圏を拡大するためには、外出するための移動手段を整備するとともに、移動支援を充実させる必要があります。

《基本方針》

引き続き、利用しやすい移動手段を整備するとともに、移動やコミュニケーションに困難を伴う人に対して、その障害の状況等に配慮したきめ細かな支援をしていきます。

◇ 施設通所交通費助成 [障害福祉課]

自立更生を目的に社会福祉施設に通所、通園する身体、知的障害者や地域作業所等へ通う精神障害者のため交通費を助成します。

現 状	通所経路ごとの交通費に通所日数を乗じた額を助成 【平成 25 年度】 352 人に助成
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

◇ 自動車燃料費助成 [障害福祉課]

重度障害者が生活のために自分の所有する自動車を自ら運転する場合や 18 歳未満の重度障害者の保護者等が運転する場合、その運行に伴う燃料費を引き続き助成します。

現 状	1 ヶ月あたり上限 2,000 円を助成（自動車（軽自動車）税減免者は上限 1,000 円） 【平成 25 年度】 助成対象者数 434 人 利用者数 336 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成するとともに、対象者への更なる周知を図ります。

◇ 自動車改造費助成 [障害福祉課]

身体障害者が自ら所有し運転するための自動車のハンドル、アクセル等の改造に対し助成します。

現 状	運転免許証の条件を補う改造費の助成。上限 100,000 円 【平成 25 年度】助成対象者 4 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

◇ 運転免許証取得助成 [障害福祉課]

身体障害者が運転免許証を取得する場合に助成します。

現 状	教習に係る費用の 2/3 を助成。上限 100,000 円 【平成 25 年度】助成対象者 2 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

◇ タクシー乗車料金助成 [障害福祉課]

重度障害者、特定疾患（難病）患者、ねたきり高齢者登録者の社会参加等を促進するため、タクシーの乗車料金の助成をします。

現 状	1 枚 500 円のタクシー券を交付（原則年間 48 枚） 【平成 25 年度】 助成対象者数 3,493 人 利用者数 1,693 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成するとともに、対象者への更なる周知を図ります。

◇ 移動支援事業助成 [障害福祉課]

重度身体障害者や視覚障害者の外出を援助するため、ボランティア輸送を行う団体に対して委託事業を実施します。

現 状	【平成 25 年度】 重度身体障害者 207 回 視覚障害者 88 回
今 後 の 方針・目標	引き続き実施します。

### ③ コミュニケーション手段の確保

#### 【現状と課題】

聴覚障害者は、情報の収集や利用などに大きな支障があるため、地域の中で安定した生活を送るためには、コミュニケーション手段の確保が必要になります。

#### 《基本方針》

聴覚障害者が外出する際の手話通訳者派遣を引き続き実施するとともに、不足している手話通訳者の養成を推進します。

#### ◇ 市役所手話通訳者設置の充実 [障害福祉課]

聴覚障害者の相談、手続き等の通訳のため、市役所における手話通訳者設置の充実を図ります。今後は、設置日、設置時間について検討、調整を進めます。

現 状	週 2 回障害福祉課窓口到手話通訳者を設置 【平成 25 年度】 99 日設置、151 人利用
今 後 の 方針・目標	設置日や設置時間の効率化を検討します。

#### ◇ 手話通訳者の派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、公共施設、病院等の外出時に手話通訳者を引き続き派遣します。現在、登録している手話通訳者だけでは対応しきれない場合があり、今後も手話通訳者養成講座等を通して手話通訳者の増加を図って行きます。

現 状	【平成 25 年度】 派遣件数 377 件 手話通訳者 14 人
今 後 の 方針・目標	引き続きニーズを把握し、迅速に派遣できるようにします。

#### ◇ 手話通訳者の養成 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、手話通訳者の養成を推進します。

現 状	【平成 25 年度】 ・手話奉仕員養成講座 36 回 27 人 ・手話通訳者（士）養成講座 2 回 4 人
今 後 の 方針・目標	引き続き養成を推進します。

◇ 病院等への手話通訳者設置要望 [障害福祉課]

病院等の公的機関への手話通訳者の設置要望については、聴覚障害者協会等を通してニーズを把握し、対応を検討します。

現 状	病院等の公的機関等に手話通訳者が設置されていない場合、手話通訳者派遣申請を受けて派遣を実施 【平成 25 年度】167 件
今 後 の 方針・目標	ニーズを把握し、対応を検討します。

④ 当事者活動・社会参加活動の充実

**【現状と課題】**

障害者団体等の育成を図るためには、当事者活動への支援が必要です。

《基本方針》

障害のある人自らが主体的に動き、参加し、主張していくという取り組みを推進するため必要な支援方法を検討し、支援をしていきます。

◇ 当事者活動の促進 [障害福祉課]

社会参加と自己決定を進めるために、障害者団体等の当事者活動を促進し、社会参加の拡大を図ります。

現 状	公共施設等の清掃ボランティア等を行う障害者本人の会に本人活動支援事業を実施
今 後 の 方針・目標	支援方法を検討し、引き続き当事者活動を促進します。



### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 福祉サービスの充実

##### 【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活を送るためには、個々の状況に応じた多様な支援が必要となります。

平成 18 年 4 月から開始された自立支援制度では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みですが、利用者の要望に的確に対応できるよう、平成 24 年 4 月の利用者の相談支援の充実を図ることを目的とした制度改正を踏まえ、相談体制、情報提供の充実を図る必要があります。

##### 《基本方針》

利用者本位の考え方にに基づき、市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる地域生活体制を整備し、サービスの量的・質的な充実に努めます。その際には、本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、サービス供給の担い手の拡大を図るなど、個々の状況に適したサービスの選択ができる体制を整備します。

また、一人ひとりの生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアマネジメント体制の構築を図ります。

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）の円滑な利用促進 [障害福祉課]

平成 18 年 4 月から開始された自立支援制度では、市は、利用者の障害程度や他のサービスの利用状況、介護者の状況などを聴き取り、決定して「受給者証」を交付します。今後も、利用者の円滑な利用が促進されるよう、サービス提供基盤の整備を進め、制度の充実に努めます。また、障害者総合支援法では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みであり、利用にあたっては、適切な情報の取得や、一人ひとりの状況をよく踏まえた相談が大切になります。このため、平成 24 年 4 月に利用者の相談支援を充実させることを目的とした制度改正が行われたことを踏まえ、基幹相談支援センター及び相談支援事業者と緊密に連携を取りながら、引き続き、障害福祉課相談窓口における情報提供・相談体制の充実に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法では、障害福祉サービスの利用にあたり、利用者の障害の程度、希望するサービス及びその量などについて、専門の相談支援専門員による面談等を実施し作成されるサービス等利用計画に基づき「受給者証」を交付</li> <li>・相談支援については、基幹相談支援センターを中心として、利用者の円滑な利用が促進されるよう市内の相談支援事業者と緊密に連携しているところであり、今後とも障害福祉サービスを利用するすべての方に相談支援を実施し、適切なサービスを提供</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業者の研修等を実施し、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実に努めます。</li> <li>・引き続き障害福祉計画で見込んだサービス必要量を確保するための提供基盤の整備を進めます。</li> <li>・利用者に対する情報提供、相談体制の充実に努め、一人ひとりのニーズにあったサービス提供に努めます。</li> </ul>

◇ 精神障害者デイケアの充実要請 [障害福祉課]

精神障害者が社会復帰するための病院と社会の橋渡しをする施設の充実について、関係機関に要望します。現在は、市内 4 つの精神病院でデイケアを行うなど、市内のデイケア環境は充実していますが、今後もプログラムの内容の検討など、質の向上について要請していきます。

現 状	<p>うつ病で休職中の方が職場復帰できるように、リワークデイケアを実施          (ナイトケアについては、市内精神病院での実施について利用者が少ないため廃止)</p>
今 後 の 方針・目標	<p>現状にあわせた新しいプログラムの充実と質の向上を要請します。</p>

◇ 障害者給食サービスの実施促進 [障害福祉課]

障害者のための給食サービスの実施を促進します。今後も利用者の状況を明確にし、食関連支援を強化していきます。内科疾患（糖尿病・高脂血症・高血圧）合併者へのフォローも検討していきます。

現 状	【平成 25 年度】 利用者数 13 人（身体障害者 3 人、精神障害者 10 人）
今 後 の 方針・目標	手帳取得時や窓口相談等で制度の普及啓発、周知を図ります。

◇ 入浴サービスの充実 [障害福祉課]

家庭での入浴が困難な障害者に対して入浴車等により入浴を行うサービスの充実を図ります。今後は、利用者の重度化傾向及び介護家族不在の利用者が増えると予想されることから、サービス提供回数の増加を図ります。

現 状	【平成 25 年度】 訪問入浴 714 回（11 人） 施設入浴 129 回（5 人）
今 後 の 方針・目標	・サービスの充実を図ります。 ・サービス提供事業所の拡大に努めます。

◇ 身体障害者補助犬の利用促進 [障害福祉課]

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者の日常生活動作を補助し、自立と社会参加を促進するため神奈川県では身体障害者補助犬の給付を行うとともに、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。

現 状	神奈川県で給付、相談を実施
今 後 の 方針・目標	引き続き、補助犬の利用が円滑に進むよう周知します。

◇ 日中一時支援事業の充実 [障害福祉課]

福祉施設等における日中一時支援により、障害児、者の活動場所を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を図る事業として実施しています。

現 状	【平成 25 年度】 実利用者数 155 人 延べ利用回数 6,000 回
今 後 の 方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

◇ 移動支援事業の充実 [障害福祉課]

屋外での移動が困難な障害児、者の外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業として実施しています。

現 状	【平成 25 年度】 実利用者数 177 人 延べ利用時間 11,539 時間
今 後 の 方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

◇ 福祉サービスを十分に利用できない人への支援の充実 [障害福祉課]

発達障害など福祉サービスを十分に利用できない人に対し、一人ひとりの日常生活に必要なサービスの充実に努めます。

現 状	日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業を提供し、地域活動を支援するとともに、安定した方については、訓練等給付費を支給決定し、安定した通所生活を図れるよう支援
今 後 の 方針・目標	一人ひとりへの支援の充実に努めます。

◇ ごみ及び資源の戸別収集の実施 [清掃事業所]

ごみ及び資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、ごみ及び資源の戸別収集を実施し、市民サービス及び福祉の向上を図ります。

現 状	「ほほえみ収集」として毎週火、金曜日回収 【平成 25 年度】 122 世帯
今 後 の 方針・目標	引き続き、実施します。

◇ グループホーム家賃助成の実施 [障害福祉課]

障害者の施設から地域への移行の受け皿としてのグループホームの入居者が地域における生活の場として安心して生きがいを持った生活を送ることができるよう、家賃の一部を助成し地域での自立した生活を支援します。

現 状	【平成 25 年度】 助成対象者 87 人
今 後 の 方針・目標	引き続き、助成します。

② 施設機能の充実

**【現状と課題】**

施設については、重度・重複障害者などにとっての「住まいの場」としての機能のほか、障害者一人ひとりの地域生活を支える拠点としてのサービス提供機能を充実させる必要があります。

《基本方針》

「住まいの場」としての機能の充実のほか、レスパイトをはじめとする地域社会へのサービス提供機能などの充実を図ります。

◇ 地域生活サポート事業の充実 [障害福祉課]

障害福祉施設を運営する社会福祉法人等が障害者の地域生活を支え、障害者の地域生活移行の促進を図るために実施する事業に要する費用の一部を助成し、施設機能の充実を図ります。

現 状	地域生活サポート事業への補助の実施 【平成 25 年度】 補助対象法人 9 法人
今 後 の 方針・目標	引き続き、神奈川県の交付金を活用して事業を実施します。

◇ 地域活動支援センターの充実 [障害福祉課]

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

また、専門職員を配置し、医療・保健及び地域の社会基盤との連携強化等を図ります。

現 状	あじさい（重度・重複障害）、ひまわり（軽度知的障害）及びすみれ（精神障害者交流事業等）における事業の実施
今 後 の 方針・目標	ひまわり及びすみれの地域活動支援センター事業について継続して事業の委託を実施します。

### ③ 多様な暮らしの場の整備

#### 【現状と課題】

障害のある人が入所施設等から地域での生活に移行し、安心した生活を送るためには、地域での住まいの確保と個々の障害の特性に応じた住宅設備等の居住環境を整える必要があります。

#### 《基本方針》

自分の生活スタイルに合わせた自分らしい暮らし方が選べるよう、個々の状況に適した居住環境を提供できるような支援を進めていきます。

#### ◇ 身体障害者用市営住宅の整備 [建築住宅課]

身体障害者の利用に配慮した市営住宅を整備します。

現 状	老朽化木造戸建市営住宅集約事業実施のため、新規の市営住宅の整備は実施せず。
今 後 の 方針・目標	新たに市営住宅を整備する場合は、身体障害者の利用に配慮した市営住宅を整備します。

#### ◇ 市営住宅の優先募集枠の確保 [建築住宅課]

市営住宅の入居募集にあたり、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

現 状	老朽化木造戸建市営住宅集約事業実施のため、入居者募集は実施せず。
今 後 の 方針・目標	関係課と調整を図りながら、引き続き推進します。

#### ◇ 住宅設備改良費助成 [障害福祉課]

重度身体、知的障害者が、障害に適するよう住宅設備を改造する場合に助成します。

現 状	在宅生活支援のため、障害を補う改造について助成 【平成 25 年度】 助成対象者 4 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

◇ グループホーム整備運営助成 [障害福祉課]

知的、精神障害者が自立のため、就労をしながら社会生活の訓練をうけるための場として、専任の世話人の協力により共同で生活をする場の整備、運営に対して助成します。

身体障害者のグループホームについては、県の助成制度に併せて、見直します。

現 状	グループホームの設置にあたり、開設に必要な家屋改修費や備品等の購入費について、神奈川県補助制度を活用し助成【平成 25 年度】 助成件数 2 件
今 後 の 方針・目標	引き続き、神奈川県補助制度を活用して助成します。

◇ 地域生活移行の促進 [障害福祉課]

地域生活移行の推進を実現するため、居住サポート事業及びあんしん賃貸支援事業の実施体制づくりに努めます。

現 状	地域移行や地域定着についての相談支援の実施
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住サポート事業の体制づくりに努めます。</li> <li>・県、不動産関係団体（協力店及び居住支援団体）等と連携し、あんしん賃貸支援事業を推進します。</li> </ul>

## 4 高齢期の施策

### (1) 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携

#### ① 高齢障害者に対する一体的なサービスの提供

##### 【現状と課題】

身体障害者手帳所持者の高齢化が進んでおり、障害者分野と高齢者分野の施策の一体的・包括的なサービスの提供が必要です。

##### 《基本方針》

サービスを必要とする高齢障害者が、障害者分野施策と高齢者分野施策の中から、適切なサービスを利用できるよう、相談・情報提供の充実等、利用者支援に努めます。

#### ◇ 介護保険制度への円滑な移行 [障害福祉課・高齢介護課]

障害者自立支援制度と介護保険制度とで共通する在宅介護サービスについては、介護保険制度から保険給付を受けることが基本となるため、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者については、障害者総合支援法の制度から介護保険制度によるサービス利用へ円滑に移行できるよう努めています。

今後も引き続き、国等の動向を注視しながら、必要な人に必要な福祉・介護サービスを提供できる制度の確保及び各種取り組みを推進するとともに、利用者への情報提供等に努めます。

現 状	年齢到達により介護保険サービスへの移行が必要な方の要介護認定を行い、円滑に介護サービスが利用できるよう努めています。
今 後 の 方針・目標	引き続き連携を図ります。

#### ◇ 障害者施策・高齢者施策の連携 [障害福祉課・高齢介護課]

高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて、必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉課と高齢介護課の連携による相談・情報提供体制を充実します。

現 状	介護保険サービスだけでは安心した生活を送れない場合、介護支援専門員等と連携を図り、必要なサービスを適切に利用できるよう努めています。
今 後 の 方針・目標	引き続き連携して相談、情報提供を行います。



## 5 生涯にわたっての施策

### (1) 誰にもやさしいまちづくりの推進

#### ① 建築物等のバリアフリー化

##### 【現状と課題】

バリアフリー新法や県、市のバリアフリーに関する条例等の適用などにより、公共交通機関や公共施設等の建築物のバリアフリー化は着実に進んでいますが、引き続きバリアフリー化を推進する必要があります。

##### 《基本方針》

障害のある人が、自分の意志で安心して自由に行動できるよう「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、誰にもやさしいまちづくりを推進します。

#### ◇ 法律、条例、要綱の周知によるバリアフリー化

[くらし安全課・道路管理課・まちづくり推進課・建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」、「秦野市まちづくり条例」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な社会生活を阻害する様々な障害を取り除くことを引き続き促進します。また、「秦野市交通バリアフリー基本構想」に基づく整備を併せて促進します。

現 状	新法の周知や指導の実施
今 後 の 方針・目標	引き続き、新法の周知や指導を行うとともに、未完成の事業については、基本構想に基づく整備を促進します。

◇ 交通バリアフリー特定事業計画の推進

[くらし安全課・清掃事業所・道路管理課・まちづくり推進課]

平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる交通バリアフリー法が施行され、初めて法的な拘束力に基づいた施設整備が実施されるようになりました。本市では、この法律に基づき、すべての人が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性を向上させるため、市民及び関係機関の協力のもとに、平成 14 年 3 月に「秦野市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。この基本構想を受け、小田急線市内 4 駅とその周辺道路、駅前広場、信号機等について重点的かつ一体的に交通バリアフリー化を進めるため、公共交通事業者は「公共交通特定事業計画」、道路管理者は「道路特定事業計画」、公安委員会は「交通安全特定事業計画」をそれぞれ作成し、早期の実現を目指します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定道路については、整備済</li> <li>・ 駅前トイレ 6 カ所に多機能トイレを考慮した「みんなのトイレ」を設置</li> <li>・ 鶴巻温泉駅南口駅前広場について、交通バリアフリー化に対応する施設整備を実施</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未整備事業の早期実現を目指します。</li> <li>・ 今後も新設（改築を含む。）するトイレには多機能トイレの設置整備を行います。</li> <li>・ 鶴巻温泉南口広場、県道立体横断施設、南口橋上改札口及び駅施設の整備を平成 29 年度の完成をめざし進めていきます。</li> </ul>

◇ 歩道の整備 [くらし安全課・道路整備課]

歩行者が安全に移動できるよう、歩道幅員が 2 m 以上の歩道の整備に取り組みます。また、「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、重点整備地区に指定した小田急線市内 4 駅周辺を中心に、車いす利用者が相互にすれ違いできる広い歩道の整備等を進めます。

現 状	<p>「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づく小田急線市内 4 駅周辺については、一部の路線を除き歩道整備完了済</p> <p>【平成 25 年度】 歩道の設置 L=241m</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の設置</li> <li>・ 勾配や段差改善による連続した路面の平坦化</li> <li>・ 車いす利用者が相互にすれ違える歩道幅員の確保</li> <li>・ 交差点部での巻き込み防止ポールの設置及び舗装色変更による視認性の向上</li> <li>・ 利用する施設への距離や方向を示した案内標識の設置</li> </ul>

◇ 駅前広場の整備 [くらし安全課・道路整備課]

潤いのある生活や歩行者の安全等のため、駅前広場の整備に取り組みます。

現 状	平成 24 年度鶴巻温泉南口広場整備事業の認可を取得
今 後 の 方針・目標	・東海大学前駅北口広場：案内設備の設置 ・鶴巻温泉駅南口広場：駅前広場の整備

◇ 都市公園の整備 [公園課]

都市空間の確保と快適な生活環境を実現するため、都市公園の整備に取り組みます。

現 状	こもれびの里公園等の街区公園の整備やみずなし川緑地等を開設 【平成 25 年度末現在】 都市公園の設置数：191 箇所 都市公園の市民一人あたりの敷地面積：6.15 m <sup>2</sup>
今 後 の 方針・目標	秦野市都市公園条例で市民一人あたりの都市公園面積を 10 m <sup>2</sup> とありますが、第 4 期の目標として市民一人あたりの都市公園面積が 6.47 m <sup>2</sup> 以上になるよう努めます。

◇ 公共建築物のバリアフリー化の推進 [建築指導課]

病院、金融機関等の公共性の高い民間施設については、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、障害者のための施設整備に関して指導を行っていきます。

現 状	【平成 25 年度】 事前協議件数 24 件
今 後 の 方針・目標	引き続き、条例に基づく公共的施設が、整備基準に適合するよう指導、助言等を行います。

◇ 駅の垂直移動施設の整備促進 [くらし安全課]

身体障害者のため、駅舎の垂直移動施設の整備を促進します。東海大学前駅の北口広場については、県事業との整合を図りながら設置する計画です。鶴巻温泉駅は、南口周辺整備事業で、県道立体横断施設（ペストリアンデッキ）を駅施設の跨線橋に接続し、南口橋上改札口の設置や駅施設（跨線橋等）の整備項目など基本事項を定め、平成 29 年度完成を目標に事業を進めており、駅構内のホームから橋上改札口までの上下の移動手段としてエレベーターを設置する予定です。

現 状	平成 24 年度鶴巻温泉南口広場整備事業の認可を取得
今 後 の 方針・目標	未完成となっている東海大学駅前北口広場及び鶴巻温泉駅南口広場のバリアフリー化については、早期実現に向けて推進を図ります。

◇ 音声式信号機の設置要望 [障害福祉課]

視覚障害者のため、音声式信号機の設置を公安委員会に要望します。

現 状	平成 25 年度には 3 箇所を要望。現在 24 箇所に設置
今 後 の 方針・目標	引き続き、設置要望を継続し、また新たな整備要望箇所を検討します。

## ② 移動環境の整備

### 【現状と課題】

障害のある人もない人も誰でも安全に利用できる環境を整備するため、駅舎へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入を推進してきました。

誰もが活動の場を広げ、社会参加ができる社会にするためには、公共交通機関の使いやすさ、分かり易さが重要です。

### 《基本方針》

引き続き、安全で身体的な負担の少ない方法で、自由に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共交通事業者に働きかけを行っていきます。

#### ◇ 高齢者、障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備 [公共交通推進課]

公共交通は（鉄道、バス、タクシー）は、移動制約者の重要な交通手段となっています。そのため、高齢者や障害者の社会参加の機会を増やし、すべての人が健康で文化的な生活が送れるよう、公共交通事業者を利用環境の整備について働きかけを行っていきます。

現 状	秦野市交通バリアフリー特定事業計画に基づき、平成 22 年度までノンステップバス購入に対して補助を行い、現在 10 台のノンステップバスが運行
今 後 の 方針・目標	公共交通事業者と協働して、やさしい公共交通利用環境の整備に取り組んでいきます。

#### ◇ 誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現 [公共交通推進課]

ユニバーサルデザインの観点から、使いやすさ、分かり易さなど、利便性向上を図るため、バス利用環境の改善に取り組んでいきます。

現 状	「バスロケーションシステム」を導入し、携帯電話やスマートフォンでも利用しやすい環境を整備
今 後 の 方針・目標	バス事業者と協働して、バス利用の利便性向上を図ります。

(2) 誰もがやさしいまちづくりの推進

① 理解と交流の促進（こころのバリアフリーの促進）

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念を実践していくには、市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知ったうえで、理解や行動をしていくことが必要です。

特に、精神障害に対する誤解や偏見が、精神障害者の地域での自立生活を阻害する大きな要因となり得ることから、市民の協力により精神障害者の社会復帰、社会参加を促進する必要があります。

《基本方針》

市民一人ひとりが障害や障害のある人、特に精神障害のことを理解できるよう、啓発・広報活動を進めて行くとともに、障害のある市民とない市民が共に過ごす機会を数多くつくり、こころのバリアフリー化を促進します。

◇ 障害者週間を契機とした啓発 [障害福祉課]

「障害者週間」を意義あるものとするため、「障害者週間」を契機とした啓発活動を引き続き実施します。

現 状	障害者週間に合わせ東海大学駅前フェスタやイルミネーションフェスティバルを実施
今 後 の 方針・目標	展示即売などの機会を増やし、周知の拡大を図ります。

◇ 広報啓発活動の充実 [障害福祉課]

障害者に対する「心の壁」を除くため、「広報はだの」等の広報紙を活用するなど、市民の障害者への理解が深まるよう努めます。特に、精神障害者への理解が深まるよう広報啓発活動を充実します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>・中学校や高校、民生委員等を対象に平成 23 年度に作成した「障害を知ろう」を用い講演会を開催</li><li>・精神障害者自身が体験発表を行う地域交流事業を実施し、精神障害者についての正しい理解の普及に努めています。</li><li>・引きこもりを考える家族講座 3 回</li></ul>
今 後 の 方針・目標	関係機関との連携を図り、さらに地域への浸透を深めます。

◇ ふれあい教育の実施 [教育指導課]

児童、生徒が人や自然とのふれあいを通して、互いに助け合って生きることを大切にする意識や態度を育て、人権を尊重する生き方や思いやりの心情を培うため、体験学習の場としてふれあい教育活動事業を実施します。

現 状	小学校 ・商店街の人々との交流(職場体験) ・キャンプ(自然との交流) ・幼稚園との交流 ・収穫祭(地域、自然との交流) ・高齢者との交流 中学校 ・職場体験 ・収穫祭(地域、自然との交流) ・幼稚園との交流 ・障害施設との交流 ・保育園との交流
今 後 の 方 針 ・ 目 標	引き続き実施し、児童、生徒に人権を尊重する生き方や思いやりの心を育むことができるよう取り組みます。

◇ 福祉教育の実施 [教育指導課]

小、中学校において、福祉講演会や車いすの取扱い方、手話、点字等についての初歩的技術の習得やボランティア活動を行うなど、障害者への理解を深めるための福祉教育を社会福祉協議会と連携をとって実施します。

現 状	小学校 ・点字教室 ・盲導犬教室 ・手話教室 ・車いす体験 ・障害者の方々とのまち探検 ・高齢者との交流(ふれあい給食) 中学校 ・高齢者介護施設訪問 ・障害者施設訪問 ・精神障害者施設との交流 ・点字講習会 ・車いす講習会 ・手話講習会 ・高齢者体験 ・アイマスク体験
今 後 の 方 針 ・ 目 標	・児童、生徒「福祉の心」を育むことができるよう、引き続き実施します。 ・福祉教育について協力していただく団体については、活動の目的に合ったものとなるよう検討していきます。

◇ 中学生ボランティア体験学習の実施 [教育指導課]

中学生ボランティア体験学習を社会福祉協議会と連携をとって実施します。

現 状	総合的な学習の時間や特別活動に位置づけ、施設訪問や清掃活動等のボランティア活動を実施
今 後 の 方 針 ・ 目 標	介護やふれあい活動などの体験活動を引き続き実施します。

◇ 地域との連携 [地域福祉課]

市民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、誰もがやさしいまちづくりを推進していきます。

現 状	社会福祉協議会では、ボランティア受け入れ体制や活動実態の把握に努め、ボランティア相談機能の強化を図るとともに、市民参加によるボランティア活動活性化プロジェクトチームを組織し、環境づくりやボランティア活動の推進体制づくりに向けた検討を始めました。また、鶴巻地区社会福祉協議会が運営する地区ボランティアセンターの運営支援を行い、相談窓口の充実を図りました。
今 後 の 方針・目標	引き続き秦野市地域福祉計画に基づき、だれもがやさしいまちづくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉担い手の育成</li> <li>・ボランティアの育成と活動支援</li> <li>・様々な担い手の連携体制の構築</li> <li>・活動拠点の整備</li> </ul>



② ボランティア活動の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で自分らしい生活を送るためには、日常生活を支援するボランティアの活動が必要になります。

そのため、数多くのボランティア団体を一箇所に統括し、効率的な対応が図れるよう、その活動拠点となる「市民活動サポートセンター」をボランティア団体の連絡機能を有する秦野保健福祉センターに移転し、社会福祉協議会やボランティア団体相互の連携を強化しました。

《基本方針》

ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、その活動の充実が図れるよう、引き続き市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

◇ 社会福祉協議会への助成を通して育成・援助 [地域福祉課]

秦野市社会福祉協議会への助成を通して、ボランティアの育成、援助を引き続き実施します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉を推進する市社会福祉協議会に対し、組織の機能が十分に発揮できるように人件費の安定的な助成を実施</li> <li>・サポートセンターの秦野市保健福祉センターへの移転により、ボランティア団体の効率的な対応が図れるようになりました。</li> <li>・社会福祉協議会へ登録したボランティア団体数 平成 25 年度末現在 108 団体</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な分野のボランティア団体との連携強化による、ボランティアの育成と活動を支援します。</li> <li>・行政、市民、福祉関係機関等が一体となった協働による福祉のまちづくりを推進します。</li> </ul>

◇ 手話教室の実施 [障害福祉課]

ボランティア育成のため、手話教室を引き続き実施します。

現 状	<p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話奉仕員養成講座 36 回 27 人</li> <li>・手話通訳者（士）養成講座 2 回 4 人</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<p>継続して実施するとともに、養成講座修了生の手話通訳者の登録の奨励に努めます。</p>

### (3) 自立生活を支える相談支援のしくみづくり

#### ① 相談・情報提供体制の整備

##### 【現状と課題】

障害のある人やその家族が抱える問題は様々です。このような様々な問題についての相談や必要な情報提供を行う体制を整備することは、地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なものです。

##### 《基本方針》

障害のある人やその家族がいつでも安心して、気軽に利用できる相談体制・情報提供のしくみづくりを進めます。

また、基幹相談支援センターを中心に、秦野市障害福祉なんでも相談室と連携を図り、相談支援における総合的・横断的な解決を目指します。

#### ◇ 相談支援体制の充実 [障害福祉課]

障害のある人やその家族が抱える問題について、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができる体制を整備するため、秦野市障害福祉なんでも相談室とともに、平成24年度から相談支援等に関する市域の中心的役割を担う機関として設置した「基幹相談支援センター」により相談支援の充実を図ります。

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>相談支援事業の実施主体は市となりますが、運営については平成24年度から常勤の相談専門支援員が配置されている指定相談事業者へ委託</li><li>委託先の事業体は、秦野市第2期障害者福祉計画を積極的に推進するために設立され、誰もがいつでも安心して気軽に利用できる総合相談体制づくりを目的とし、他の福祉サービス事業者から独立した、公平、公正な機能を持つとともに、常勤の相談支援専門員（社会福祉士、精神保健福祉士）を配置し、障害児、者の相談支援を実施</li><li>なんでも相談室での相談実績 2,669件</li></ul>
今 後 の 方針・目標	身近なところで相談支援や情報提供が受けられるよう体制の充実を図ります。

#### ◇ 広報はだの等による情報提供 [障害福祉課]

「広報はだの」、「障害福祉制度ガイドブック」等を通して障害者のための情報提供を引き続き実施します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>障害福祉制度ガイドブックの内容を定期的に見直し、正確な情報提供に努めています。</li><li>障害の内容、特性をわかりやすく説明したパンフレット「障害を知ろう」を作成し、さまざまな研修会等で配布</li></ul>
今 後 の 方針・目標	引き続き障害者のための情報をわかりやすく提供します。

◇ 点字広報、声の広報等の発行 [広報課・議会事務局]

視覚障害者のため、点字広報、声の広報（録音テープ、CD版）を引き続き発行し、声の広報インターネット版の配信も継続します。  
また、点字と音声による議会だよりの作成と配布も引き続き行います。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字奉仕団の協力により、毎号欠かすことなく、点字広報、声の広報（録音テープ、インターネット版、CD版）発行、配信</li> <li>点字広報等発行事業 年 23 回、各号 8 部</li> <li>音声広報等発行事業 年 23 回 35 本</li> <li>・声の議会だより 27 本、点字議会だより 7 部作成</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き点字広報、声の広報（録音テープ、インターネット版、CD版）を発行、配信します。</li> <li>・より多くの方に利用していただけるよう、ホームページ上に声の議会だよりを公開します。</li> </ul>

◇ 市ホームページにおけるアクセシビリティの向上 [広報課]

誰もが情報を得やすい「アクセシビリティ」を向上させるため、ページの構造を簡素化し、使用文字の統一、分かりやすい表現による情報提供を推進します。

現 状	アクセシビリティに対応に関するマニュアルを作成し、各課等に周知
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセシビリティの意識を高めるよう周知を続けます。</li> <li>・各ページの修正は、ページの作成者に個別に指導します。</li> </ul>

◇ 点字、声による情報提供の充実 [障害福祉課]

視覚障害者のため、点字や声による情報提供の充実を図ります。

現 状	点訳奉仕団、録音奉仕団等のボランティアが希望により本の点訳、録音などを実施
今 後 の 方針・目標	引き続き点字や声による情報を提供します。

◇ 障害者のための情報提供 [広報課・障害福祉課]

障害者のため、理解しやすい表現等による情報提供を推進します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に限らず、誰でも読みやすい広報にするため、分かりやすい表現やふりがなを使用</li> <li>・文字列が縦の記事には漢数字を使用していましたが、読みやすさを重視し、算用数字に変更</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携しての情報提供を実施します。</li> <li>・色覚異常のある人への対応を検討し、実施します。</li> </ul>

◇ ピアカウンセリング制度の充実 [障害福祉課]

障害者が自らの貴重な体験を通して、障害者の相談に応じる相談（ピアカウンセリング制度）体制の充実を図ります。

現 状	【平成 25 年度】 ・ピア学習会 6回 84人 ・ピア相談会 5回 9人 ・ピアの集い 12回 101人
今後の方針・目標	3 障害及び発達障害への対応を含めたピアカウンセリング制度の整備を検討します。

◇ 在宅福祉サービス相談の実施 [障害福祉課]

在宅福祉サービスの相談を引き続き実施し、複雑化する相談内容に的確に対応できるよう人材確保や研修に努めます。

現 状	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「なんでも相談室」および「基幹相談支援センター」の運営を支援するとともに、市内の施設等ネットワークを活用し相談、情報提供体制の充実に努めています。
今後の方針・目標	障害福祉サービス等を利用する全ての利用者へのサービス等利用計画等の作成を目指し、質の高い相談体制の充実に努めます。

◇ 就労及び職業訓練情報の提供 [障害福祉課・商工課]

障害者の就労及び職業訓練に関する情報提供を推進します。今後も、国・県等の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページなどの活用により、情報提供の充実を図ります。また、さかえちよう公園内の「ともしびショップゆめ散歩」を障害者就労支援の拠点として位置づけ、障害者雇用の促進に努めます。

現 状	・国や県の障害者の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページ等を活用により情報提供を実施 ・さかえちよう公園内のともしびショップゆめ散歩において、障害者の求人情報を掲示し、情報提供を実施
今後の方針・目標	情報提供の充実を図ります。

◇ スポーツ・レクリエーション等の情報提供 [障害福祉課・スポーツ振興課]

スポーツ、レクリエーション、文化活動の機会の少ない障害者のため、的確な情報提供を実施します。

現 状	秦野市スポーツ振興財団で発行している「スポーツライフはだの」（年4回、1回2,500部）や、随時スポーツ教室の案内を「広報はだの」やホームページに掲載及びチラシ等により、情報提供を実施
今後の方針・目標	インターネットを活用するなど迅速かつ分かりやすい情報発信に努めます。

◇ 障害者支援委員会の機能強化 [障害福祉課]

相談支援事業を始めとした地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備について協議する秦野市障害者支援委員会の機能強化に努めます。

現 状	平成 25 年度より機能強化を図るため構成員の見直しと専門部会の設置を実施。会議開催回数 4 回
今 後 の 方針・目標	関係機関と連携し、地域の共通課題の解決に努めます。

② ケアマネジメント体制の整備

**【現状と課題】**

平成 24 年 4 月の制度改正により障害者への適切なサービスの提供に当たり指定相談支援事業所が作成するサービス利用計画の作成が必要となりましたが、全てのサービス利用者へのサービス利用計画を作成するには、相談支援専門員が不足しています。

《基本方針》

サービス利用計画の適切な導入や、相談支援専門員の養成や確保を図り、質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。

◇ 障害者ケアマネジメント体制の整備 [障害福祉課]

平成 24 年 4 月の制度改正により、障害者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害児、者について、指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成（指定相談支援事業所が作成する計画に代えて、セルフプランを作成することも可。）が必要となりました。

新規申請者及び障害支援区分の更新を迎える方等から段階的に対象となる方を拡大し、平成 27 年度以降の区分認定更新時までには障害福祉サービス等を利用する全ての方について対象とするよう順次拡大し利用計画の作成を行っています。

現 状	<p><b>【平成 25 年度末現在】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用計画相談実績件数 障害福祉サービス等受給者数 1,073 人 計画案作成済人数 237 人（内セルフプラン 82 人） 達成率 22.1%</li> <li>障害児通所支援受給者数 214 人 計画案作成済人数 64 人（内セルフプラン 63 人） 達成率 29.9%</li> <li>・ 指定相談支援事業所数 10 箇所</li> <li>・ 相談専門員 19 名</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<p>障害福祉サービス等を利用する全ての利用者へのサービス等利用計画等の適切な導入を図るため、基幹相談支援センターや指定相談支援事業所と連携を図り、相談専門支援員の育成や確保に努め、質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。</p>

◇ 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携 [障害福祉課]

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会では、各市町の自立支援協議会等との連携を基礎に、「湘南西部障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」において相談支援や就労支援、権利擁護やサービス提供ネットワークなど各市町、事業所など官民協働により障害のある方の地域生活支援を検討しています。本市においても、適切な支援が実施されるよう、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携し、障害者ケアマネジメント従事者のスキルアップ等に取り組めます。

現 状	湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局から、本市の自立支援協議会にオブザーバーとして参加いただき、意見交換等を実施
今 後 の 方針・目標	引き続き湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図ります。

③ 権利擁護体制の整備

【現状と課題】

障害のある人の権利擁護や成年後見支援については、行政書士による無料相談会、秦野市障害者権利擁護センターライツはだの、NPO 法人総合福祉サポートセンターはだの、地域高齢者支援センター、秦野あんしんセンターにおいて実施していますが、十分普及していない状況にあります。

また、成年後見制度の利用支援の充実に向け、成年後見業務を適正に行える人材や法人の育成、確保が必要になります。

《基本方針》

意思決定が困難な人に対し、権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立及び利用拡大を図ります。

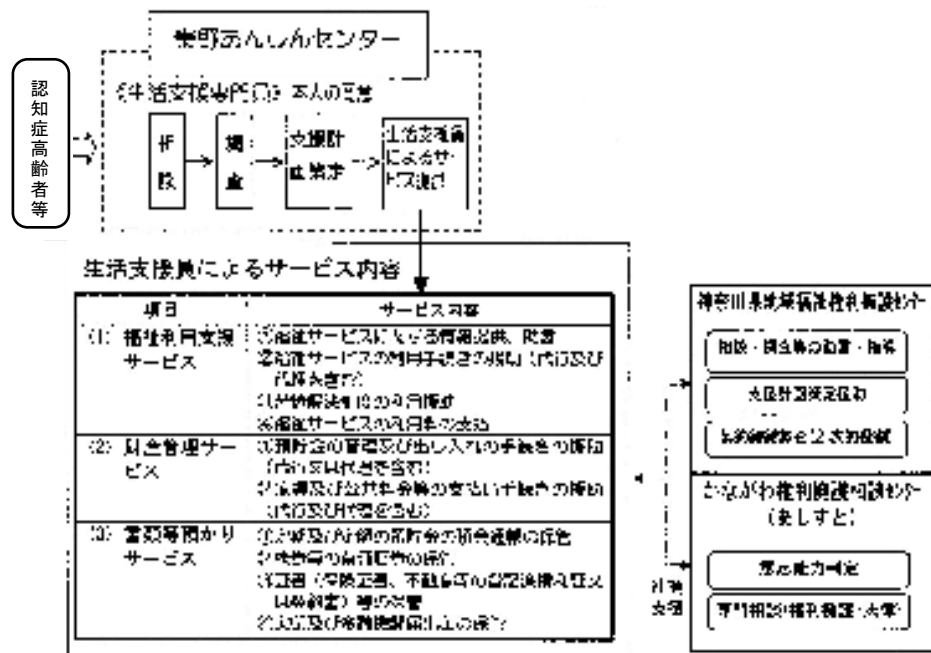
障害者権利条約の理念を共有し、人権が尊重される社会の実現を目指すため、障害者虐待防止センターと連携し、障害者虐待防止のための普及啓発や人権相談の充実を図ります。

◇ 日常生活自立支援事業の充実 [地域福祉課]

「秦野あんしんセンター」において高齢者や障害者の権利擁護にかかわる様々な専門相談、及びその解決に向けての支援を行います。また、秦野市社会福祉協議会との連携により、制度の円滑な運営を支援します。

現 状	判断能力が不十分な高齢者及び障害者やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理、書類等サービスを提供 【平成 25 年度】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 667 件</li> <li>・契約件数 43 件（うち新規 19 件）</li> <li>・契約締結審査会 6 回開催</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	引き続き社会福祉協議会への助成と連携による制度の円滑な運営を支援します。

「秦野あんしんセンター」の機能





◇ 成年後見制度の充実 [地域福祉課・障害福祉課・高齢介護課]

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分でないために意思決定が困難な人の判断能力を補い、本人が損害や被害を受けないように権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立に努め、利用拡大を図ります。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用拡大に向け、市民に制度の内容を幅広く知ってもらうため、神奈川県社会福祉協議会（かながわ成年後見推進センター）と連携し「親族後見人のための講習会と相談会を開催</li> <li>・障害者虐待防止法の施行により、権利擁護の一環として成年後見制度の利用についての相談を受けています。</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の支援体制の確立に努めます。</li> <li>・成年後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことのできる人材や法人の育成、確保に向けた取組みを検討します。</li> <li>・市長申立制度や利用支援事業など制度の周知を図り、成年後見制度の対象者や利用拡大を図ります。</li> </ul>

◇ 虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実 [人権推進課・障害福祉課]

虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実を図ります。また、障害者虐待防止センター等と連携を図り、虐待を受けた障害者等の支援体制を充実し、障害者の保護や擁護者への支援等の虐待防止を図ります。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 22 回の定例相談と 1 回の特設相談等の人権相談を実施 相談件数 8 件</li> <li>・障害者虐待防止センターを設置し、365 日 24 時間体制で相談を受け付け 新規通報・届出 12 件 延べ相談件数 449 件</li> <li>・虐待予防の研修会の実施 8 回</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き人権が尊重される社会の実現を目指すため、年間 23 回人権相談日を開催し、自宅相談も随時実施します。</li> <li>・障害者虐待防止センター等と連携し、虐待予防の研修会の実施や家族支援のための相談支援の充実を図り、虐待防止に努めます。</li> <li>・虐待予防の研修会を年 10 回実施します。</li> </ul>

◇ 福祉サービス評価の推進 [障害福祉課]

より良質なサービスを提供していくため、事業者は、常にその質の向上に努めていく必要があります。また、利用者が自分に合う質の高いサービスを受けるためには、サービスの質や事業者ごとの特徴など、選択のためのわかりやすい情報が求められます。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づいてサービスを評価し、その結果を公表していくことが必要になってきます。神奈川県では、福祉サービスの第三者評価を普及、促進するために「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を設置しており、本市もこのシステムを活用し、市が直接提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供する多くの事業者に対して普及・啓発を行っていきます。

現 状	評価公表事業所 3 事業所
今 後 の 方針・目標	第三者評価の普及、促進に向け啓発していきます。

#### (4) 安心・安全のしくみづくり

##### ① 保健・医療体制の整備

###### 【現状と課題】

保健・医療は、障害者福祉の前提をなすもので、それぞれの密接な連携が必要です。

脳卒中・がん・心臓病等の疾病による障害については、障害の発生予防、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査・健康相談・健康教室の充実を進めています。

また、精神障害者・特定疾患（難病）患者対策については、関係機関と連携を図り、情報交換を行っています。

###### 《基本方針》

保健師等と医療機関との連携を強化し、健康診査・健康相談・健康教室の充実を図ります。

精神障害者や特定疾患（難病）患者対策については、関係機関と連携を密にし、対策について検討します。

##### ◇ 健康相談・健康教育等の実施 [健康づくり課]

健康の保持増進や生活習慣病予防を目的とした健康相談、健康教育等を引き続き実施します。今後は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症といった生活習慣病を予防するため、健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

現 状	【平成 25 年度】 ・健康相談：開催回数 32 回 参加延人数 703 人 ・健康教育：開催回数 193 回 参加延人数 10,177 人
今 後 の 方針・目標	健康相談や健康教育を通して、生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、生活習慣の改善を支援します。

##### ◇ 健康診査の実施 [健康づくり課]

糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の早期発見、早期治療のため市民健康診査を実施します。在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者、家族等の介護を担う者のうち、訪問による健康診査の実施が必要な者に対して、健康診査を実施します。

現 状	【平成 25 年度】 ・市民健康診査 39 歳以下（登録者）429 人 ・市民健康診査 75 歳以上（後期高齢者）5,464 人 （再掲：訪問健康診査 51 人）
今 後 の 方針・目標	医療機関との連携により、健康診査を実施します。

◇ 医療費の助成 [障害福祉課]

医療費の助成を引き続き実施します。

現 状	重度障害者が診療を受ける場合に医療保険対象の自己負担分について助成 【平成 25 年度】 対象者数 2,671 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成していきます。

◇ 精神障害者、特定疾患(難病)患者等の対策について関係機関との連携

[障害福祉課]

精神障害者、特定疾患(難病)患者及び高次脳機能障害者等の対策について、保健福祉事務所等の関係機関と連携を密にします。

現 状	精神障害者については、医療機関連絡会などを通して連携を図っています。
今 後 の 方針・目標	関係機関と連携を密にし、体制を整備します。

## ② 緊急時対策の整備

### 【現状と課題】

平成 23 年の東日本大震災を教訓に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義され市町村による名簿の作成が義務付けられましたが、それに伴い避難所運営体制の充実や適切な要支援者の支援体制づくりなどを整備する必要があります。

総合防災訓練等においては、障害者団体の訓練への参加や、災害時緊急受入協定施設との被害状況訓練や要援護者搬送訓練などを実施し障害者の避難体制や受入体制を図っています。

視覚・聴覚障害者などへの適切な情報提供や避難誘導體制の整備を図る必要があります。

### 《基本方針》

避難行動要支援者の避難支援には、地域住民の協力が不可欠であり、地域住民の協力による、障害者のための地域防災体制の整備を促進します。

また、視覚、聴覚、腎臓機能障害者など障害の特性に応じた情報提供・避難誘導體制について検討します。

### ◇ 災害時要配慮者受入施設及び受入体制の整備 [障害福祉課]

災害時における障害者等要配慮者の受入施設及び受入体制の整備、充実を図ります。

現 状	災害時における要援護者受入施設としての協定を市内 10 施設と締結し、うち 1 施設については福祉避難所として位置づけ受入体制を整備
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入施設については、福祉避難所として位置づけ避難所運営マニュアルの策定や受入訓練の充実を図り、円滑な受入体制を構築します。</li> <li>・新たな受入施設の拡大を図ります。</li> </ul>

### ◇ 携帯電話等による情報提供 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、災害等の緊急時やその他必要に応じて、市の緊急情報メール配信システムによる情報提供を引き続き行います。

現 状	障害者手帳交付説明会等を通じて、緊急情報メール配信システムの周知を図っています。
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急情報メール配信システムの登録を促進します。</li> <li>・災害用言板サービスの利用を促進します。</li> <li>・Eメール相談を実施します。</li> </ul>

◇ 広域避難場所へ手話通訳者派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、災害時に避難所等へ手話通訳者を派遣します。今後は、確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、県や近隣市町村との連携を図っていきます。

現 状	手話通訳者は 14 人登録
今 後 の 方針・目標	確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、より県や近隣市町村との連携を図ることに努めます。

◇ 地域防災体制整備促進 [防災課]

地域住民の協力により、障害者のための地域防災体制整備の確立を促進します。今後は、避難行動要支援者についての基礎的知識等に対する指導、助言及びマニュアルづくりに対する協力等を積極的に行っていきます。また、各避難所に設置された避難所運営委員会の訓練等を実施し、災害時要援護者支援対策を充実していきます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンパス秦野等の障害者施設で防災講習会を実施</li> <li>・秦野市聴覚障害者協会等の障害者団体の関係者を総合防災訓練に招待し、秦野市の防災についての理解を深めてもらいました。</li> <li>・1月の防災等ボランティア週間に、自主防災会を対象に避難行動要支援者についての講習を実施</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者から避難行動要支援者へ変わったため、避難行動要支援者について、自主防災会に対し継続的に指導、助言を積極的に行い地域防災体制の強化を図ります。</li> <li>・避難行動要支援者名簿による支援対策を本稼働させます。</li> </ul>

◇ 視覚障害者避難誘導體制の整備 [防災課・障害福祉課]

視覚障害者のため、災害時における避難誘導ボランティア体制の整備を推進します。

現 状	災害時要援護者名簿の周知を図るとともに、自主防災会に対し個別計画の策定を依頼
今 後 の 方針・目標	引き続き、避難誘導ボランティア体制の整備を進めます。

◇ 障害者のための避難訓練や防災講習会実施 [防災課・障害福祉課]

障害者のための防災講習会を開催します。今後も、より多くの人に参加できるように働きかけを行っていきます。

現 状	<b>【平成 25 年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秦野市手をつなぐ育成会に対し講習会を実施。参加者 50 人</li> <li>・キャンパス秦野に対し講習会を実施。参加者 17 人</li> </ul>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加可能な講習会や訓練内容を検討します。</li> <li>・引き続き、出前講習会を実施します。</li> <li>・障害者のための避難訓練を実施します。</li> </ul>

◇ 災害時対応における医師会等関係機関との連携

[障害福祉課・健康づくり課]

定期的に服薬が必要な障害者のため、災害時における対応について医師会等関係機関と連絡を密にします。今後は、災害時において障害者に対するより適切な対応がとられるよう、関係機関等と検討を進めます。

現 状	秦野保健福祉事務所保健福祉サービス連絡調整会議において、在宅障害児の災害時の支援について医療機関等関係機関と検討をしています。
今 後 の 方針・目標	引き続き、医師会等関係機関と連絡を密にし、災害時における障害者に対するより適切な対応がとられるよう検討を進めます。

◇ 防災に対する啓発活動の実施 [防災課・障害福祉課]

障害者に対し、防災訓練への参加を呼びかけるとともに、防災に対する啓発を行います。今後も「広報はだの」等を活用し、障害者自身の積極的な参加が図れるよう啓発活動に努めます。

現 状	各種会議等において、障害者団体等に防災訓練等への参加の呼びかけを実施
今 後 の 方針・目標	引き続き、障害者団体等との協力による啓発活動を推進します。

◇ 緊急通報システム事業の推進 [障害福祉課]

緊急時の連絡が困難な単身障害者や家族が常時いない障害者のために、緊急通報システム事業を推進します。

現 状	緊急通報システムを整備し、在宅障害者の生活を 24 時間体制で支援を実施する事業所に対し助成 【平成 25 年度】 利用者数 7 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 目指すべき指標項目

この基本計画に掲げる施策の実施に当たっては、福祉サービス数値目標を掲げる「秦野市障害福祉計画（第4期）」と連携して推進を図るとともに、各ライフステージに掲げる基本目標に向けて、特に目指すべき指標を設定し、指標の向上や達成に向けて計画を推進します。

No.	施策の体系	目指すべき指標項目
1	乳幼児から就学前までの施策	ことばの相談室申請処理日数
		児童発達支援事業所数
2	学齢期の施策	放課後等デイサービス事業所数
3	学校卒業後の施策	障害者就労施設からの物品等調達額
		グループホームの数（入居定員）
4	高齢期の施策	地域高齢者支援センター連絡会への出席率
		介護支援専門員への情報提供
5	生涯にわたっての施策	音声式信号機の設置数
		地域交流事業実施回数（年）
		地区ボランティアセンター設置数
		ボランティア団体登録数
		相談支援員数
		成年後見支援事業者数
		虐待予防研修会の実施回数
		福祉避難所数



## 2 計画の進捗状況の把握、評価

障害者施策の推進に係る施設、団体等により組織する「秦野市障害者支援委員会」により、計画の推進体制及び進行管理を行います。

秦野市障害者支援委員会 構成員

1	秦野市身体障害者福祉協会会長
2	秦野市手をつなぐ育成会会長
3	秦野精神障害者家族会のぞみ会会長
4	NPO 法人総合福祉サポートセンターはだの事務局長
5	秦野市社会福祉協議会事務局長
6	財団法人鉄道弘済会総合福祉センター弘済学園療育支援課長
7	社会福祉法人かながわ共同会秦野精華園園長
8	社会福祉法人常成福祉会丹沢レジデンシャルホーム施設長
9	社会福祉法人成和会施設長
10	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課長
11	独立行政法人国立病院機構神奈川病院療育指導課長
12	秦野市教育委員会教育指導課長
13	神奈川県立秦野養護学校校長
14	秦野警察署生活安全課長
15	秦野市障害者事業推進センター副理事長
16	秦野市民生委員・児童委員障害部会部会長
17	神奈川県社会福祉協議会理事

## 3 庁内推進体制

庁内関係各課等の緊密な連携を図り、全庁が一体となって本計画における各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見を反映できる機会を設定するなど、利用者の立場に立った障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。